

图 4-2 「国指定文化財の分布」と重点区域

图 4-2 「国指定文化財の分布」と重点区域

新 (P4-6)

旧 (P4-6)

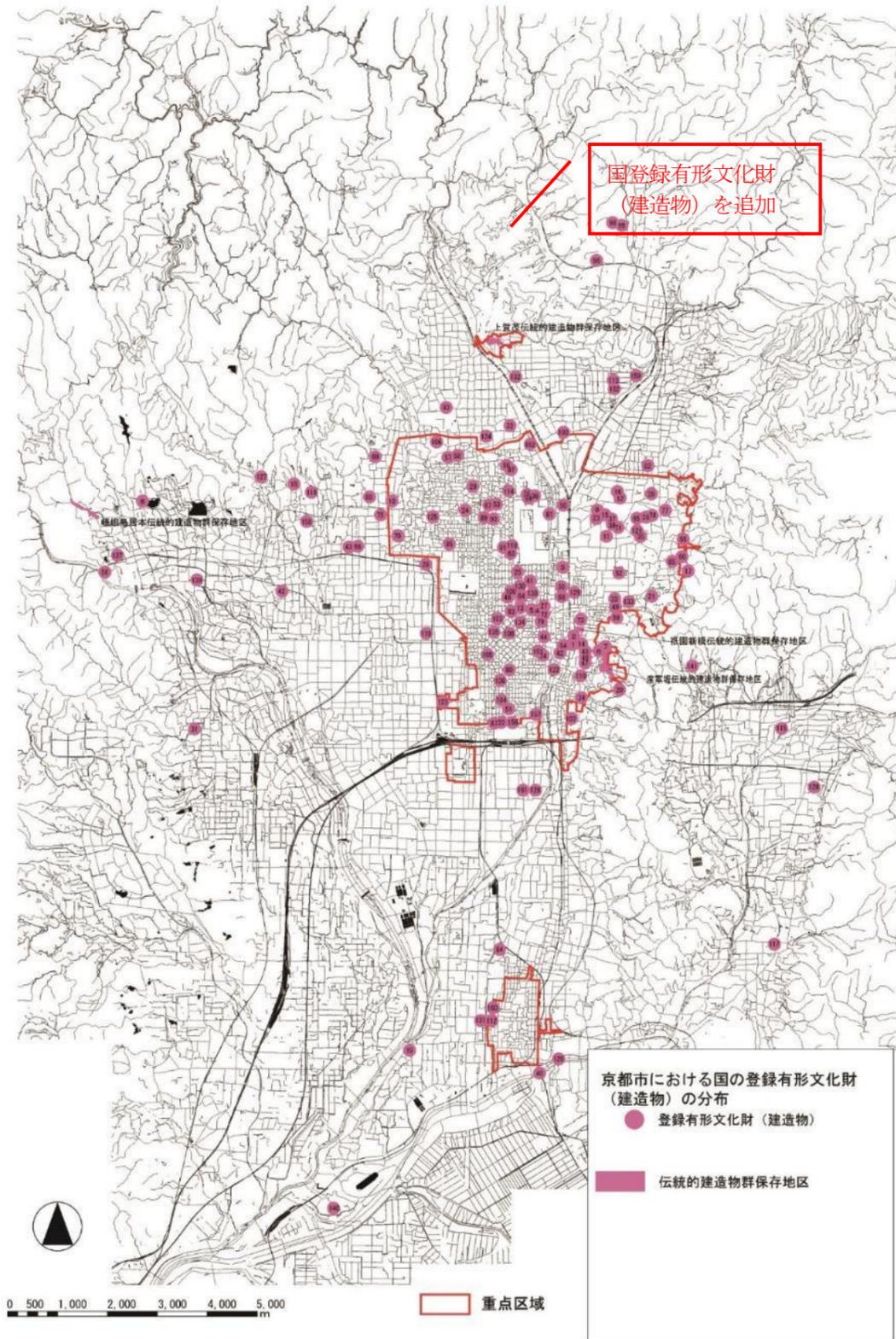


図4-3 「国の登録有形文化財 (建造物) の分布」と重点区域

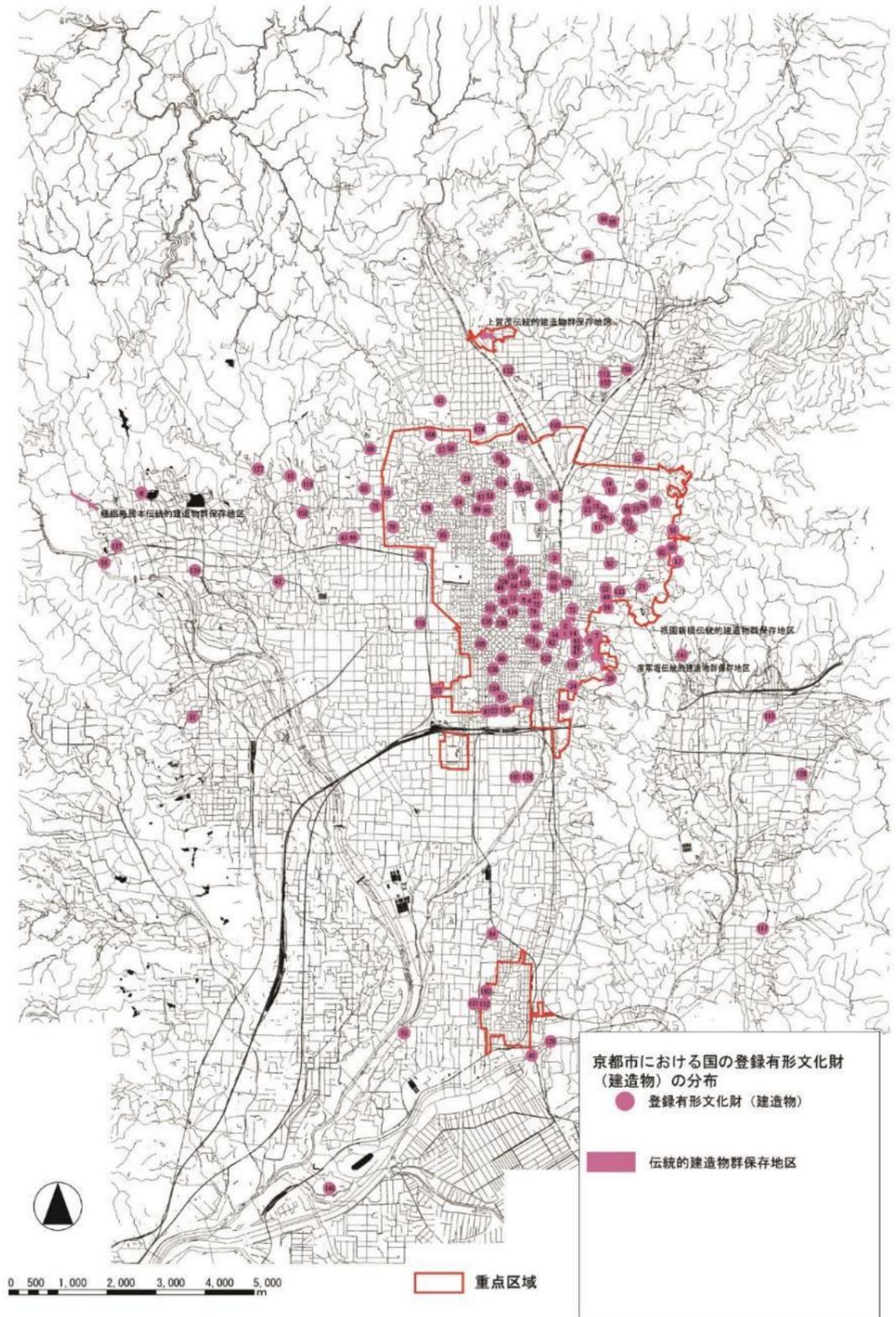


図4-3 「国の登録有形文化財 (建造物) の分布」と重点区域

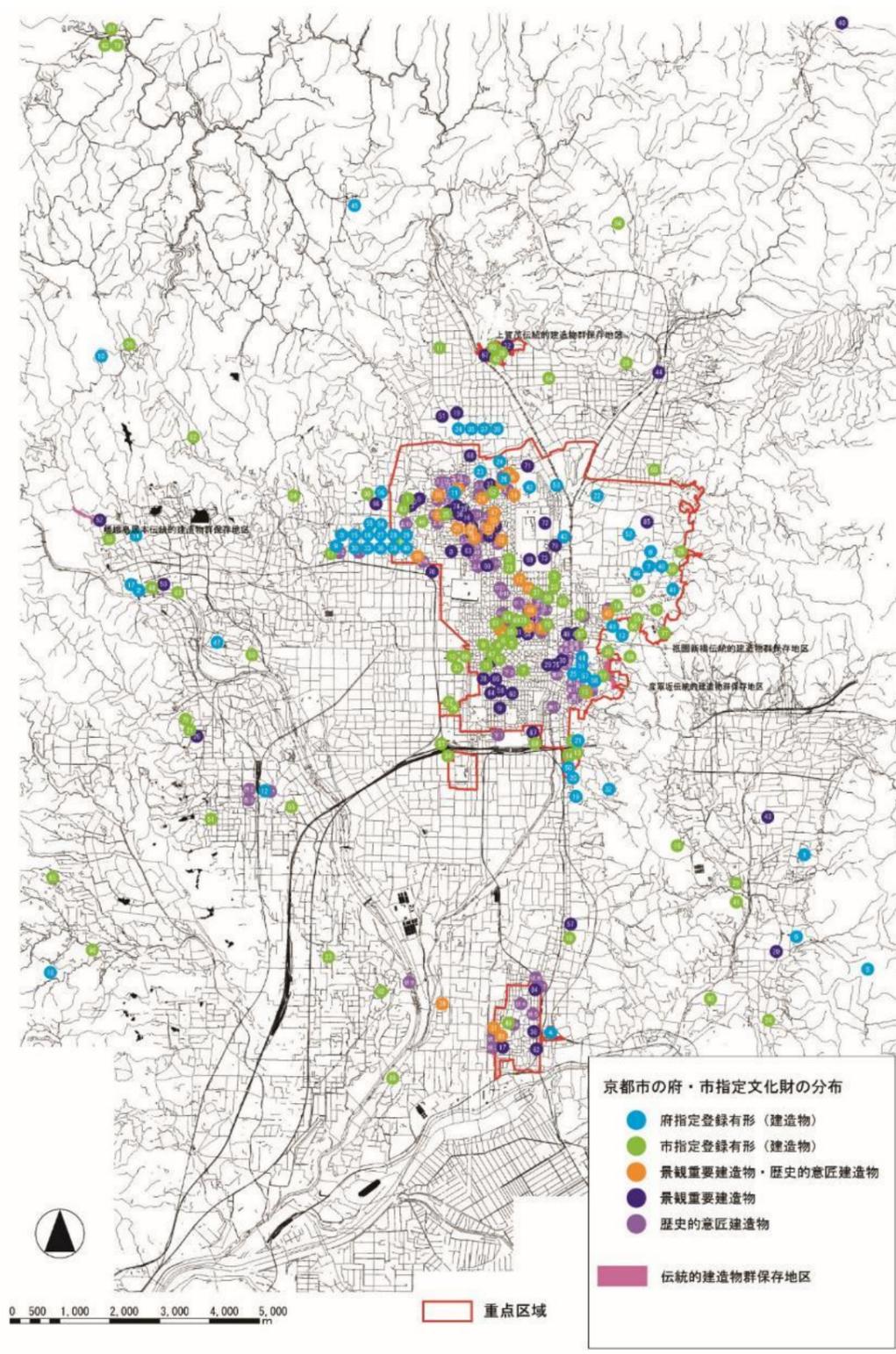
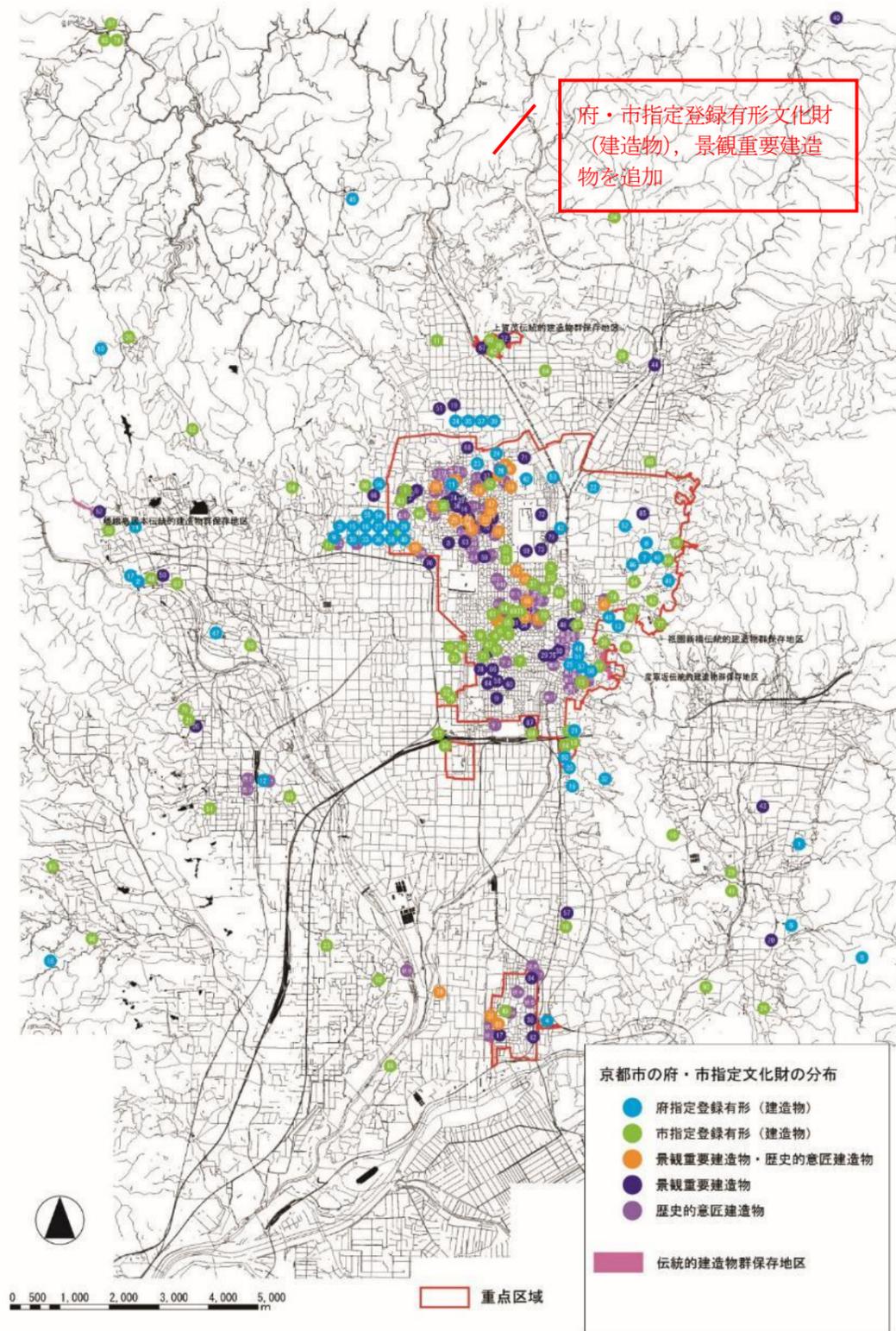


图 4-4 「府・市指定文化財等の分布」と重点区域

图 4-4 「府・市指定文化財等の分布」と重点区域

当該地区に含まれる景観地区及び風致地区

景観地区
 山ろく型美観地区 ※地域：北白川・銀閣寺
 山並み背景型美観地区 ※地域：田中・吉田／京都大学周辺／聖護院・吉田山周辺
 岸辺型美観地区（一般地区）※地域：哲学の道／岡崎疏水／鴨川東(1)／鴨川東(2)／鴨川西(1)／鴨川西(3)／高瀬川(2)
 岸辺型美観地区（歴史的町並み地区）※地域：白川（岡崎・祇園）／鴨川西(2)／高瀬川(1)
 旧市街地型美観地区 ※地域：西陣／御所周辺／鴨東／鴨川／二条城周辺／職住共存(1)／職住共存(2)／本願寺周辺
 歴史遺産型美観地区（一般地区）（祇園新橋伝統的建造物群保存地区，産寧坂伝統的建造物群保存地区の一部を含む）
 ※地域：下鴨神社周辺／御所／二条城／先斗町／祇園・清水寺周辺／本願寺
 歴史遺産型美観地区（祇園縄手・新門前歴史的景観保全修景地区）
 歴史遺産型美観地区（祇園南歴史的景観保全修景地区）
 歴史遺産型美観地区（上京小川歴史的景観保全修景地区）
 歴史遺産型美観地区（三条通界わい景観整備地区）
 歴史遺産型美観地区（千両ヶ辻界わい景観整備地区）
 歴史遺産型美観地区（上京北野界わい景観整備地区）
 歴史遺産型美観地区（本願寺・東寺界わい景観整備地区（本願寺地区））
 歴史遺産型美観地区（先斗町界わい景観整備地区）
 沿道型美観地区（都心部幹線地区）
 ※地域：御池通／四条通／五条通／河原町通／烏丸通／堀川通
 沿道型美観地区（三条通地区）
 沿道型美観形成地区（幹線地区）
 ※地域：その他の沿道の一部

風致地区
 相国寺風致地区
 鴨川風致地区の一部（鴨川特別修景地域・高野川特別修景地域・下鴨神社周辺特別修景地域の一部を含む）
 比叡山風致地区の一部（北白川周辺特別修景地域の一部を含む）
 東山風致地区の一部（吉田山特別修景地域，岡崎・南禅寺特別修景地域，円山特別修景地域，銀閣寺周辺特別修景地域，岡崎公園地区特別修景地域を含む）（産寧坂伝統的建造物群保存地区の一部，東山歴史的風土保存区域の一部（大文字歴史的風土特別保存地区の一部）を含む），清水寺特別修景地域の一部
 北野風致地区
 紫野風致地区の一部（船岡山周辺特別修景地域）

その他重点区域界の根拠となる景観規制の区域界

歴史的風土保存区域東山地区の区域界
 自然風景保全地区界（自然風景保全区域を除く区域界）
 東山風致地区 青蓮院・知恩院特別修景地域界（青蓮院・知恩院特別修景地域を除く区域界）

その他の重点区域界の根拠

ねねの道から名勝円山公園につながる道路のうち，円山特別修景地域と接する道路の東側道路境界

当該地区に含まれる景観地区及び風致地区

景観地区
 山ろく型美観地区 ※地域：北白川・銀閣寺
 山並み背景型美観地区 ※地域：田中・吉田／京都大学周辺／聖護院・吉田山周辺
 岸辺型美観地区（一般地区）※地域：哲学の道／岡崎疏水／鴨川東(1)／鴨川東(2)／鴨川西(1)／鴨川西(3)／高瀬川(2)
 岸辺型美観地区（歴史的町並み地区）※地域：白川（岡崎・祇園）／鴨川西(2)／高瀬川(1)
 旧市街地型美観地区 ※地域：西陣／御所周辺／鴨東／鴨川／二条城周辺／職住共存(1)／職住共存(2)／本願寺周辺
 歴史遺産型美観地区（一般地区）（祇園新橋伝統的建造物群保存地区，産寧坂伝統的建造物群保存地区の一部を含む）
 ※地域：下鴨神社周辺／御所／二条城／先斗町／祇園・清水寺周辺／本願寺
 歴史遺産型美観地区（祇園縄手・新門前歴史的景観保全修景地区）
 歴史遺産型美観地区（祇園南歴史的景観保全修景地区）
 歴史遺産型美観地区（上京小川歴史的景観保全修景地区）
 歴史遺産型美観地区（三条通界わい景観整備地区）
 歴史遺産型美観地区（千両ヶ辻界わい景観整備地区）
 歴史遺産型美観地区（上京北野界わい景観整備地区）
 歴史遺産型美観地区（本願寺・東寺界わい景観整備地区（本願寺地区））
 歴史遺産型美観地区（先斗町界わい景観整備地区）
 沿道型美観地区（都心部幹線地区）
 ※地域：御池通／四条通／五条通／河原町通／烏丸通／堀川通
 沿道型美観地区（三条通地区）
 沿道型美観形成地区（幹線地区）
 ※地域：その他の沿道の一部

風致地区
 相国寺風致地区
 鴨川風致地区の一部（鴨川特別修景地域・高野川特別修景地域・下鴨神社周辺特別修景地域の一部を含む）
 比叡山風致地区の一部（北白川周辺特別修景地域の一部を含む）
 東山風致地区の一部（吉田山特別修景地域，岡崎・南禅寺特別修景地域，円山特別修景地域の一部，銀閣寺周辺特別修景地域，岡崎公園地区特別修景地域を含む）（産寧坂伝統的建造物群保存地区の一部，東山歴史的風土保存区域の一部（大文字歴史的風土特別保存地区の一部）を含む），清水寺特別修景地域の一部
 北野風致地区
 紫野風致地区の一部（船岡山周辺特別修景地域）

その他重点区域界の根拠となる景観規制の区域界

歴史的風土保存区域東山地区の区域界
 自然風景保全地区界（自然風景保全区域を除く区域界）
 東山風致地区 青蓮院・知恩院特別修景地域界（青蓮院・知恩院特別修景地域を除く区域界）

新（P4-13）

イ 国指定選定文化財の分布

当地区内で建造物57件が重要文化財に指定されている。これらは、平安京城内最古の木造建造物遺構である大報恩寺本堂（千本釈迦堂）（鎌倉時代前期）から、中世、近世を経て、近代における都市再生期に建築された近代建築に至る、都市の重層性を現す歴史遺産である。

また、記念物30件が国指定記念物に指定されている。この中には、二条城（史跡）など、世界遺産「古都京都の文化財」の構成資産となっている史跡・名勝も含まれている。

さらに、国指定有形民俗文化財としては、祇園祭の山鉾29基を含む2件が、当地区内において指定されている。

この他、重要伝統的建造物群保存地区に産寧坂地区（門前町）と祇園新橋地区（茶屋町）の2地区が選定されている。

平成16年の文化財保護法改正で新たな文化的保護制度として加わった重要文化的景観には、「京都岡崎の文化的景観」が選定されている。

当地区内にある主な国指定文化財は以下のとおりである。

国指定文化財の京都市、地区内指定件数

区 分	市内の指定件数	地区内の件数
重要文化財（建造物）	210件	58件
記念物	95件	30件
重要有形民俗文化財	4件	2件
重要伝統的建造物群保存地区	4地区	2地区
重要文化的景観	1件	1件

(7) 北野天満宮

全国の天満宮の総本社である。秀吉の大茶会で有名であり、現在でも「月釜」が行われている。また、毎月25日には境内全域に「天神さん」と親しまれる露店が開設され、市民の参詣と買物で賑わう。

境内地は広大で、社殿は、8棟の重要文化財建造物が重厚な雰囲気醸し出し、梅園や「史跡御土居」が北野天満宮の悠久の歴史を物語る。また、周辺には花街である「上七軒」があり、室町時代からの伝統を受け継いでいる。

(イ) 二条城

27.4haの全域が史跡指定され、城内には28棟の国宝・重要文化財建造物、特別名勝「二条城二之丸庭園」が存在する。日本を代表する城郭・御殿遺構として、世界遺産「古都京都の文化財」の構成遺産として登録されている。

王朝文化の中心である京都に在って、二条城は武家文化の象徴として存在し、京都の歴史文化の重層性を見せる重要な遺構である。全国において唯一残る御殿建築には、華麗な桃山文化を示す金碧障壁画が当時のままの姿を見せている。

(ウ) 旧日本銀行京都支店

明治39年辰野金吾設計による「日本銀行京都支店」の遺構であり、京都における明治期の貴重な近代洋風建築として高い評価を受け、重要文化財に指定されている。

現在、京都文化を展示発信する施設である京都文化博物館の別館として利用され、展示機能に加えてカフェや販売施設、各種音楽会会場としての活用も図られている。

(イ) 祇園新橋重要伝統的建造物群保存地区

祇園は祇園社をはじめとする鴨東の社寺や鴨川に接して開け、中世以来、庶民文化を育ててきたところであった。そして、江戸初期に完成した鴨川の築堤工事は、鴨東への市街地の拡大と遊興の地としての祇園の発展をさらに進めていった。当地区は、祇園外六町に続いて、正徳2年（1712年）、祇園内六町の茶屋街として、開発されたのがはじまりである。その後、当地区は、江戸末期から明治にかけて芝居、芸能と結びついてますます繁栄し、現在では五花街の一つである祇園甲部の一部として今日に至っている。

当地区では、地区内の建物の約70%の建物を、伝統的建造物群の特性を維持していると認め、伝統的建造物として定めている。

(オ) 産寧坂重要伝統的建造物群保存地区

東山山麓に位置する当地区一帯は、京都の東郊として早くから開けたところで、平安京以前からの歴史が重畳し、今も多く of 歴史的遺産を有している。

旧（P4-13）

イ 国指定選定文化財の分布

当地区内で建造物57件が重要文化財に指定されている。これらは、平安京城内最古の木造建造物遺構である大報恩寺本堂（千本釈迦堂）（鎌倉時代前期）から、中世、近世を経て、近代における都市再生期に建築された近代建築に至る、都市の重層性を現す歴史遺産である。

また、記念物30件が国指定記念物に指定されている。この中には、二条城（史跡）など、世界遺産「古都京都の文化財」の構成資産となっている史跡・名勝も含まれている。

さらに、国指定有形民俗文化財としては、祇園祭の山鉾29基を含む2件が、当地区内において指定されている。

この他、重要伝統的建造物群保存地区に産寧坂地区（門前町）と祇園新橋地区（茶屋町）の2地区が選定されている。

平成16年の文化財保護法改正で新たな文化的保護制度として加わった重要文化的景観には、「京都岡崎の文化的景観」が選定されている。

当地区内にある主な国指定文化財は以下のとおりである。

国指定文化財の京都市、地区内指定件数

区 分	市内の指定件数	地区内の件数
重要文化財（建造物）	209件	58件
記念物	95件	30件
重要有形民俗文化財	4件	2件
重要伝統的建造物群保存地区	4地区	2地区
重要文化的景観	1件	1件

(7) 北野天満宮

全国の天満宮の総本社である。秀吉の大茶会で有名であり、現在でも「月釜」が行われている。また、毎月25日には境内全域に「天神さん」と親しまれる露店が開設され、市民の参詣と買物で賑わう。

境内地は広大で、社殿は、8棟の重要文化財建造物が重厚な雰囲気醸し出し、梅園や「史跡御土居」が北野天満宮の悠久の歴史を物語る。また、周辺には花街である「上七軒」があり、室町時代からの伝統を受け継いでいる。

(イ) 二条城

27.4haの全域が史跡指定され、城内には28棟の国宝・重要文化財建造物、特別名勝「二条城二之丸庭園」が存在する。日本を代表する城郭・御殿遺構として、世界遺産「古都京都の文化財」の構成遺産として登録されている。

王朝文化の中心である京都に在って、二条城は武家文化の象徴として存在し、京都の歴史文化の重層性を見せる重要な遺構である。全国において唯一残る御殿建築には、華麗な桃山文化を示す金碧障壁画が当時のままの姿を見せている。

(ウ) 旧日本銀行京都支店

明治39年辰野金吾設計による「日本銀行京都支店」の遺構であり、京都における明治期の貴重な近代洋風建築として高い評価を受け、重要文化財に指定されている。

現在、京都文化を展示発信する施設である京都文化博物館の別館として利用され、展示機能に加えてカフェや販売施設、各種音楽会会場としての活用も図られている。

(イ) 祇園新橋重要伝統的建造物群保存地区

祇園は祇園社をはじめとする鴨東の社寺や鴨川に接して開け、中世以来、庶民文化を育ててきたところであった。そして、江戸初期に完成した鴨川の築堤工事は、鴨東への市街地の拡大と遊興の地としての祇園の発展をさらに進めていった。当地区は、祇園外六町に続いて、正徳2年（1712年）、祇園内六町の茶屋街として、開発されたのがはじまりである。その後、当地区は、江戸末期から明治にかけて芝居、芸能と結びついてますます繁栄し、現在では五花街の一つである祇園甲部の一部として今日に至っている。

当地区では、地区内の建物の約70%の建物を、伝統的建造物群の特性を維持していると認め、伝統的建造物として定めている。

(オ) 産寧坂重要伝統的建造物群保存地区

東山山麓に位置する当地区一帯は、京都の東郊として早くから開けたところで、平安京以前からの歴史が重畳し、今も多く of 歴史的遺産を有している。

新（P4-14）

当地区は、当初、清水寺、法観寺、祇園社などの門前町として始まったが、江戸時代中期以降は、これらの社寺を巡る道に沿って市街地が形成され、さらに明治・大正時代に市街地が拡大されて、今日に至っている。町並みの特色としては、八坂ノ塔（法観寺）、高台寺などの由緒ある社寺建築物、産寧坂、二年坂の石段と折れ曲がった石畳の坂道、そしてこの道に沿って建ち並ぶ江戸時代末期から大正時代にかけての京町家などが、門前町としての営みと一体となってすぐれた歴史的風致を形成している。

また、石塀小路一帯は、明治時代末期から大正時代初期にかけて、貸家経営を目的とする宅地開発が行われて、今日に至っている。連続する石畳や石塀、石垣は、当初の様式を保つ和風住宅群と共に大正時代初期の町並みの面影をよく残し、京都市内でも独特の空間となっている。

ウ 国指定選定以外の指定文化財等

文化財保護法に基づく国の登録有形文化財（建造物）として、当地区内において、259件が登録されている。これらを種別で見ると、近代洋風建築66件、近代和風建築101件、社寺39件、町家53件となっている。

また、京都府と京都市においてそれぞれ文化財保護条例が制定され、各条例に基づき、文化財の指定・登録が行われている。

京都府文化財保護条例による建造物の保護としては、当地区内において指定17件、登録4件がある。種別は近世社寺建築19件、近代洋風建築1件である。記念物としては、名勝1件、天然物1件の2件が指定されている。

京都市文化財保護条例による建造物の保護としては、指定31件、市登録10件がある。これらの種別は、近世社寺建築15件、近代洋風建築11件、近代和風建築2件、町家10件、その他3件となっている。

また記念物としては、指定19件、登録6件がある。これらは、史跡7件、名勝13件、天然記念物4件となっている。有形民俗文化財には、当地区内において、指定4件、登録1件がある。

国指定選定以外の文化財の京都市、地区内指定・登録件数

区 分	市内の指定・登録件数	地区内の件数
国登録有形文化財（建造物）	415件	259件
府指定有形文化財（建造物）	48件	14件
府登録有形文化財（建造物）	8件	4件
府指定記念物	6件	2件
市指定有形文化財（建造物）	72件	31件
市登録有形文化財（建造物）	27件	10件
市指定記念物	74件	19件
市登録記念物	25件	6件
市指定有形民俗文化財	8件	4件
市登録有形民俗文化財	3件	1件

エ 景観法、市条例関連の指定物件等

当地区内に、景観法に基づく景観重要建造物72件、京都市市街地景観整備条例に基づく歴史的意匠建造物86件を指定している。いずれも外観保存を基本とした制度で、建物の内部については規制の対象外としている。

また、歴史的町並みの保存・再生を図るため京都市市街地景観整備条例に基づく歴史的景観保全修景地区を3地区（祇園町地区、祇園縄手・新門前地区、上京小川地区）、界わい景観整備地区を5地区（上京北野地区、千両ヶ辻地区、三条通地区、本願寺・東寺地区（本願寺地区）、先斗町地区）指定している。

景観法、市条例関連の京都市、地区内指定件数

区 分	市内の指定件数	地区内の件数
景観重要建造物	104件	72件
歴史的意匠建造物	107件	86件
歴史的景観保全修景地区	3地区	3地区
界わい景観整備地区	8地区	5地区

旧（P4-14）

当地区は、当初、清水寺、法観寺、祇園社などの門前町として始まったが、江戸時代中期以降は、これらの社寺を巡る道に沿って市街地が形成され、さらに明治・大正時代に市街地が拡大されて、今日に至っている。町並みの特色としては、八坂ノ塔（法観寺）、高台寺などの由緒ある社寺建築物、産寧坂、二年坂の石段と折れ曲がった石畳の坂道、そしてこの道に沿って建ち並ぶ江戸時代末期から大正時代にかけての京町家などが、門前町としての営みと一体となってすぐれた歴史的風致を形成している。

また、石塀小路一帯は、明治時代末期から大正時代初期にかけて、貸家経営を目的とする宅地開発が行われて、今日に至っている。連続する石畳や石塀、石垣は、当初の様式を保つ和風住宅群と共に大正時代初期の町並みの面影をよく残し、京都市内でも独特の空間となっている。

ウ 国指定選定以外の指定文化財等

文化財保護法に基づく国の登録有形文化財（建造物）として、当地区内において、259件が登録されている。これらを種別で見ると、近代洋風建築66件、近代和風建築101件、社寺39件、町家53件となっている。

また、京都府と京都市においてそれぞれ文化財保護条例が制定され、各条例に基づき、文化財の指定・登録が行われている。

京都府文化財保護条例による建造物の保護としては、当地区内において指定17件、登録4件がある。種別は近世社寺建築19件、近代洋風建築1件である。記念物としては、名勝1件、天然物1件の2件が指定されている。

京都市文化財保護条例による建造物の保護としては、指定31件、市登録10件がある。これらの種別は、近世社寺建築15件、近代洋風建築11件、近代和風建築2件、町家10件、その他3件となっている。

また記念物としては、指定19件、登録6件がある。これらは、史跡7件、名勝13件、天然記念物4件となっている。有形民俗文化財には、当地区内において、指定4件、登録1件がある。

国指定選定以外の文化財の京都市、地区内指定・登録件数

区 分	市内の指定・登録件数	地区内の件数
国登録有形文化財（建造物）	384件	259件
府指定有形文化財（建造物）	51件	15件
府登録有形文化財（建造物）	8件	4件
府指定記念物	6件	2件
市指定有形文化財（建造物）	71件	31件
市登録有形文化財（建造物）	25件	10件
市指定記念物	72件	19件
市登録記念物	25件	6件
市指定有形民俗文化財	7件	4件
市登録有形民俗文化財	3件	1件

エ 景観法、市条例関連の指定物件等

当地区内に、景観法に基づく景観重要建造物69件、京都市市街地景観整備条例に基づく歴史的意匠建造物86件を指定している。いずれも外観保存を基本とした制度で、建物の内部については規制の対象外としている。

また、歴史的町並みの保存・再生を図るため京都市市街地景観整備条例に基づく歴史的景観保全修景地区を3地区（祇園町地区、祇園縄手・新門前地区、上京小川地区）、界わい景観整備地区を5地区（上京北野地区、千両ヶ辻地区、三条通地区、本願寺・東寺地区（本願寺地区）、先斗町地区）指定している。

景観法、市条例関連の京都市、地区内指定件数

区 分	市内の指定件数	地区内の件数
景観重要建造物	97件	68件
歴史的意匠建造物	107件	86件
歴史的景観保全修景地区	3地区	3地区
界わい景観整備地区	8地区	5地区

新 (P4-17)



凡例	
寺地	寺地
町地	町地
学校	学校

ウ 景観法, 市条例関連の指定物件等

京都市市街地景観整備条例に基づく界わい景観整備地区を1地区(本願寺・東寺地区(東寺地区))指定している。

景観法, 市条例関連の京都市, 地区内指定件数

区分	市内の指定件数	地区内の件数
界わい景観整備地区	8地区	1地区

エ 主な伝統的祭事の一覧

月	日	年中行事<場所>	内容
1月	元旦~	初詣	
	1~3日	三弘法詣 ＜東寺, 仁和寺, 神光院＞	弘法大師と最もゆかりの深い東寺, 仁和寺, 神光院の3カ所を巡拝する風習
8月	15日	萬燈会(盆踊り) ＜東寺＞	
12月	21日	終い弘法 ＜東寺＞	弘法大師の命日にあたる21日毎月行われる縁日のうち, 12月は終い弘法, 1月は初弘法と呼ばれ, 正月準備をする大勢の参拝客でにぎわう。
毎月	21日	弘法さん ＜東寺＞	

図4-13 天明・文化期の東寺地区周辺

(『京都の歴史6 伝統の定着』)



凡例	
寺地	寺地
社地	社地
町地	町地
田畑	田畑

図4-14 大正4年(1915)の東寺地区周辺

(『京都の歴史8 古都の近代』)

イ 国指定文化財の分布

当該地区内で建造物14件が重要文化財に指定されている。また, 記念物1件が国指定記念物に指定されている。

国指定文化財の京都市, 地区内指定件数

区分	市内の指定件数	地区内の件数
重要文化財(建造物)	210件	14件
記念物	95件	1件

当地区内の主な国指定文化財については, 以下のとおりである。

(7) 教王護国寺(東寺)

平安遷都と同時に造営され, 現在まで主要伽藍は不動のまま, 京都のシンボルである国宝の教王護国寺五重塔を有する寺院として, 世界遺産「古都京都の文化財」の構成遺産として登録されている。

旧 (P4-17)



凡例	
寺地	寺地
町地	町地
学校	学校

ウ 景観法, 市条例関連の指定物件等

京都市市街地景観整備条例に基づく界わい景観整備地区を1地区(本願寺・東寺地区(東寺地区))指定している。

景観法, 市条例関連の京都市, 地区内指定件数

区分	市内の指定件数	地区内の件数
界わい景観整備地区	8地区	1地区

エ 主な伝統的祭事の一覧

月	日	年中行事<場所>	内容
1月	元旦~	初詣	
	1~3日	三弘法詣 ＜東寺, 仁和寺, 神光院＞	弘法大師と最もゆかりの深い東寺, 仁和寺, 神光院の3カ所を巡拝する風習
8月	15日	萬燈会(盆踊り) ＜東寺＞	
12月	21日	終い弘法 ＜東寺＞	弘法大師の命日にあたる21日毎月行われる縁日のうち, 12月は終い弘法, 1月は初弘法と呼ばれ, 正月準備をする大勢の参拝客でにぎわう。
毎月	21日	弘法さん ＜東寺＞	

図4-13 天明・文化期の東寺地区周辺

(『京都の歴史6 伝統の定着』)



凡例	
寺地	寺地
社地	社地
町地	町地
田畑	田畑

図4-14 大正4年(1915)の東寺地区周辺

(『京都の歴史8 古都の近代』)

イ 国指定文化財の分布

当該地区内で建造物14件が重要文化財に指定されている。また, 記念物1件が国指定記念物に指定されている。

国指定文化財の京都市, 地区内指定件数

区分	市内の指定件数	地区内の件数
重要文化財(建造物)	209件	14件
記念物	95件	1件

当地区内の主な国指定文化財については, 以下のとおりである。

(7) 教王護国寺(東寺)

平安遷都と同時に造営され, 現在まで主要伽藍は不動のまま, 京都のシンボルである国宝の教王護国寺五重塔を有する寺院として, 世界遺産「古都京都の文化財」の構成遺産として登録されている。

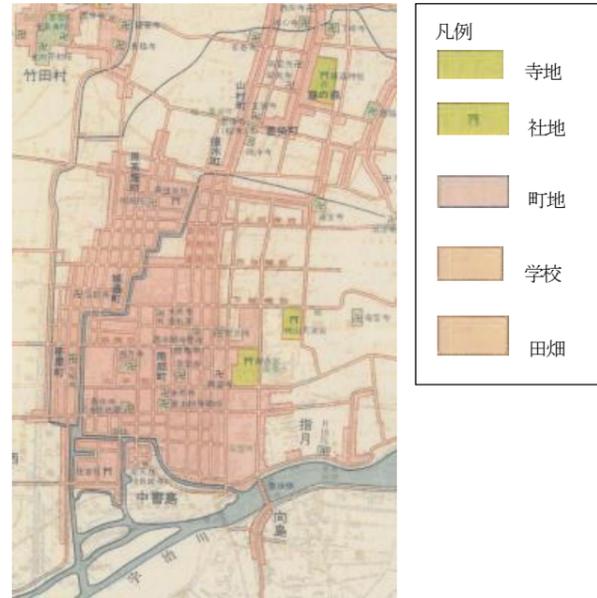
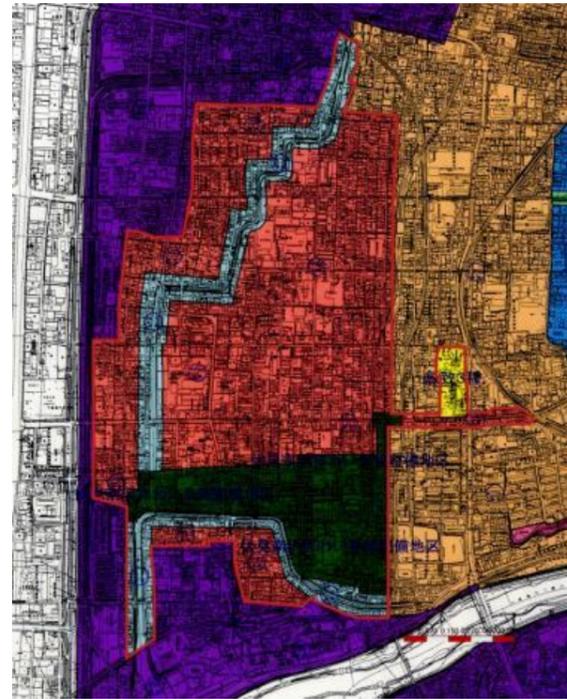


図4-18 大正4年(1915)の伏見地区周辺
(『京都の歴史8 古都の近代』)

凡 例	
	旧市街地型美観地区
	歴史遺産型美観地区(伏見南浜界わい景観整備地区)
	岸辺型美観地区
	山ろく型建造物修景地区
	町並み型建造物修景地区
	風致地区第2種地域
	風致地区第3種地域
	重点区域

図4-16 「景観規制図」と重点区域

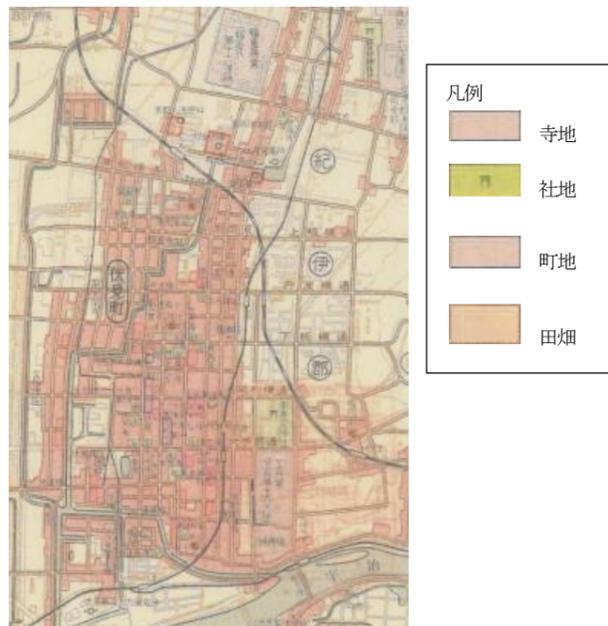


図4-17 天明・文化期の伏見地区周辺
(『京都の歴史6 伝統の定着』)

イ 国指定文化財の分布

当地区内で建造物2件が重要文化財に指定されている。

国指定文化財の京都市、地区内の指定件数

区 分	市内の指定件数	地区内の件数
重要文化財(建造物)	210件	1地区

当地区内の国指定文化財(建造物)は、以下のとおりである。

(7) 御香宮神社

秀吉が築城した伏見城の旧城下町に存し、秀吉が崇敬した神社である。社殿は伏見城の遺構を移築したものといわれている。桃山時代の豪華華麗作風と装飾が美しいことで知られ、表門と本殿が重要文化財に指定されている。また、近郊の祭礼行事の中心社として、祭礼は盛大で大いに賑わう。境内に湧出している泉は、伏見の酒造業の源とされ、伏見の清酒の原点である。

現在は、伏見のシンボルとして貴重な存在である。

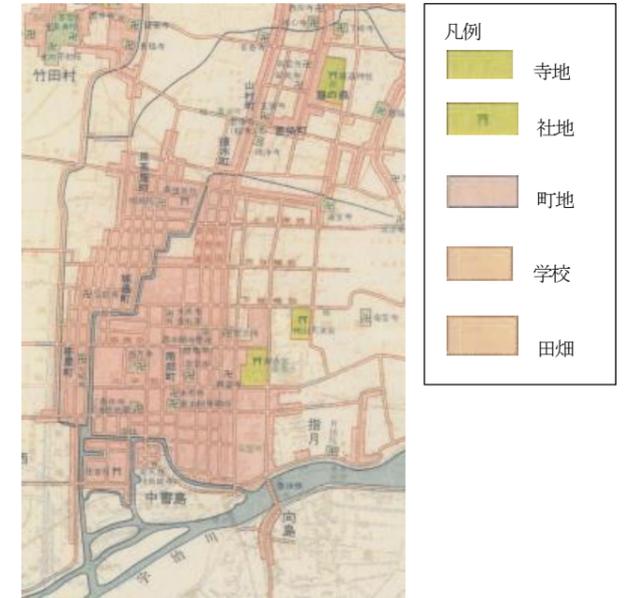
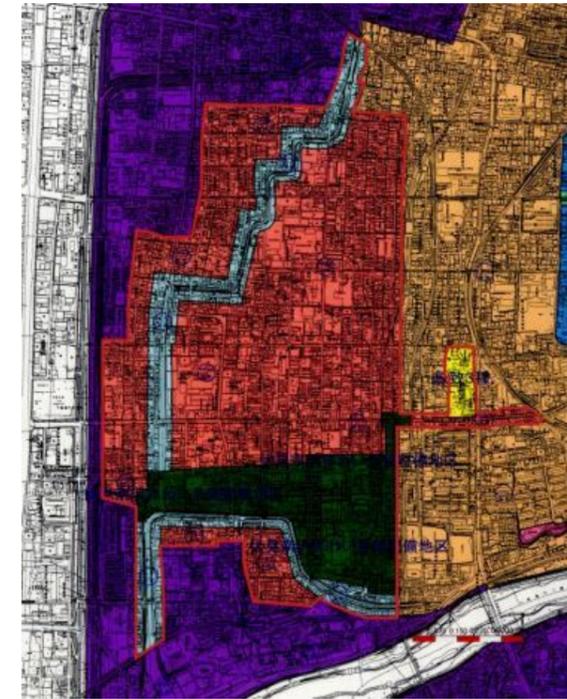


図4-18 大正4年(1915)の伏見地区周辺
(『京都の歴史8 古都の近代』)

凡 例	
	旧市街地型美観地区
	歴史遺産型美観地区(伏見南浜界わい景観整備地区)
	岸辺型美観地区
	山ろく型建造物修景地区
	町並み型建造物修景地区
	風致地区第2種地域
	風致地区第3種地域
	重点区域

図4-16 「景観規制図」と重点区域

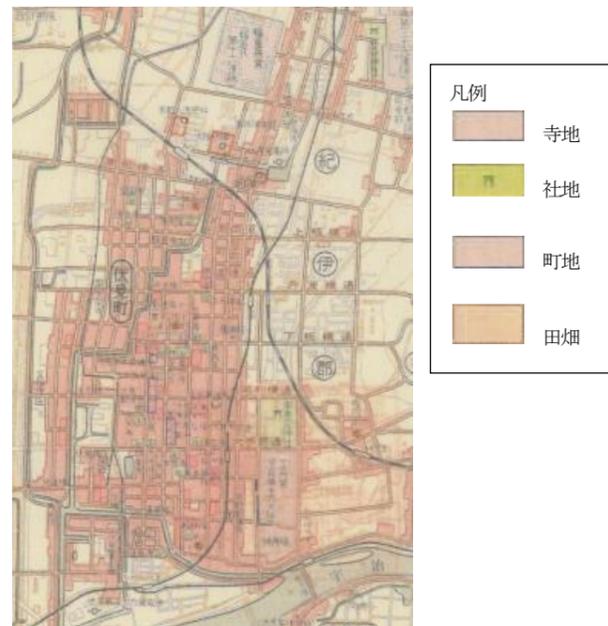


図4-17 天明・文化期の伏見地区周辺
(『京都の歴史6 伝統の定着』)

イ 国指定文化財の分布

当地区内で建造物2件が重要文化財に指定されている。

国指定文化財の京都市、地区内の指定件数

区 分	市内の指定件数	地区内の件数
重要文化財(建造物)	209件	1地区

当地区内の国指定文化財(建造物)は、以下のとおりである。

(7) 御香宮神社

秀吉が築城した伏見城の旧城下町に存し、秀吉が崇敬した神社である。社殿は伏見城の遺構を移築したものといわれている。桃山時代の豪華華麗作風と装飾が美しいことで知られ、表門と本殿が重要文化財に指定されている。また、近郊の祭礼行事の中心社として、祭礼は盛大で大いに賑わう。境内に湧出している泉は、伏見の酒造業の源とされ、伏見の清酒の原点である。

現在は、伏見のシンボルとして貴重な存在である。

新（P4-20）

ウ 国指定以外の指定文化財

文化財保護法に基づく国の登録有形文化財（建造物）として、当地区内において、12件が登録されている。これらを種別で見ると、近代和風建築4件、近代洋風建築2件、町家4件、その他2件となっている。

京都府文化財保護条例による建造物の保護としては、当地区内において1件が指定されている。種別は近世社寺建築である。

また、京都市文化財保護条例に基づき、1件が登録されている。種別は近世社寺建築となっている。また、名勝として1件が登録されており、市登録有形民俗文化財1件が登録されている。

国指定以外の文化財の京都市、地区内指定件数

区 分	市内の指定・登録件数	地区内の件数
国登録有形文化財（建造物）	415件	12件
府指定有形文化財（建造物）	48件	1件
市指定有形文化財（建造物）	72件	1件
市登録記念物	25件	1件
市指定有形民俗文化財	8件	1件
市登録有形民俗文化財	3件	1件

エ 景観法、市条例関連の指定物件等

当地区内に、景観法に基づく景観重要建造物6件、京都市市街地景観整備条例に基づく歴史的意匠建造物8件を指定している。いずれも外観保存を基本とした制度で、建物の内部については規制の対象外としている。

また、京都市市街地景観整備条例に基づく界わい景観整備地区を1地区（伏見南浜地区）指定している。

景観法、市条例関連の京都市、地区内の指定件数

区 分	市内の指定件数	地区内の件数
景観重要建造物	104件	6件
歴史的意匠建造物	107件	8件
界わい景観整備地区	8地区	1地区

オ 主な伝統的祭事の一覧

月	日	年中行事<場所>	内容
1月	元旦～	初詣	
	元旦	若水の神事 <御香宮神社>	
2月	じょうつひ 上卯日	おゆみはじめ 御弓 始 神事 <御香宮神社>	
5月	18日	伏見義民祭 <御香宮神社>	
7月	31日	茅の輪神事 <御香宮神社>	
9月	第2土曜	神能奉納 <御香宮神社>	
9～ 10月	9月下旬 から10月 初旬ごろ	神幸祭 <御香宮神社>	
12月	卯日	醸造初神事 <御香宮神社>	酒どころ伏見は寒 づくりの新酒を仕 込む季節。醸造家 が しょうじんけっさい 精進潔斎 をして神前で新酒 の出来を願う行事

旧（P4-20）

ウ 国指定以外の指定文化財

文化財保護法に基づく国の登録有形文化財（建造物）として、当地区内において、12件が登録されている。これらを種別で見ると、近代和風建築4件、近代洋風建築2件、町家4件、その他2件となっている。

京都府文化財保護条例による建造物の保護としては、当地区内において1件が指定されている。種別は近世社寺建築である。

また、京都市文化財保護条例に基づき、1件が登録されている。種別は近世社寺建築となっている。また、名勝として1件が登録されており、市登録有形民俗文化財1件が登録されている。

国指定以外の文化財の京都市、地区内指定件数

区 分	市内の指定・登録件数	地区内の件数
国登録有形文化財（建造物）	384件	12件
府指定有形文化財（建造物）	51件	1件
市指定有形文化財（建造物）	71件	1件
市登録記念物	25件	1件
市登録有形民俗文化財	3件	1件

エ 景観法、市条例関連の指定物件等

当地区内に、景観法に基づく景観重要建造物6件、京都市市街地景観整備条例に基づく歴史的意匠建造物8件を指定している。いずれも外観保存を基本とした制度で、建物の内部については規制の対象外としている。

また、京都市市街地景観整備条例に基づく界わい景観整備地区を1地区（伏見南浜地区）指定している。

景観法、市条例関連の京都市、地区内の指定件数

区 分	市内の指定件数	地区内の件数
景観重要建造物	87件	6件
歴史的意匠建造物	107件	8件
界わい景観整備地区	8地区	1地区

オ 主な伝統的祭事の一覧

月	日	年中行事<場所>	内容
1月	元旦～	初詣	
	元旦	若水の神事 <御香宮神社>	
2月	じょうつひ 上卯日	おゆみはじめ 御弓 始 神事 <御香宮神社>	
5月	18日	伏見義民祭 <御香宮神社>	
7月	31日	茅の輪神事 <御香宮神社>	
9月	第2土曜	神能奉納 <御香宮神社>	
9～ 10月	9月下旬 から10月 初旬ごろ	神幸祭 <御香宮神社>	
12月	卯日	醸造初神事 <御香宮神社>	酒どころ伏見は寒 づくりの新酒を仕 込む季節。醸造家 が しょうじんけっさい 精進潔斎 をして神前で新酒 の出来を願う 行事

新（P5-7）	旧（P5-7）
<p>(4) 京都市京町家の保全及び継承に関する条例 第3章で述べているように、京都のまちなか景観の基盤を構成し、歴史的風致の重要な構成要素である京町家は、今もなお、年間約2%の割合で滅失が進行しており、京町家の空き家率も14%を超えるなど、歴史都市・京都のアイデンティティを脅かす重大な危機にある。このため、多様な主体の責務・役割を明確にするとともに、京町家の取壊しに関する手続き等を定める条例を平成29年11月に制定し、京町家の保全及び継承を推進する。</p> <p>5 重点区域における市条例との連携</p> <p>(1) 京都市市街地景観整備条例 第3章で述べているように、昭和47年（1972）に京都市市街地景観条例を制定、その後、平成7年に京都市市街地景観整備条例に改定し、平成19年3月に大幅改正を行った。 歴史的景観を形成している建造物群が存する地域で、その景観を保全し、又は修景する必要があるものについては歴史的景観保全修景地区に指定している。現在は、祇園町南地区、祇園縄手・新門前地区、上京（かみのきょう）小川（こかわ）地区の3地区を指定しており、全地区が重点区域内にある。また、まとまりのある景観の特性を示している市街地の地域で、市街地景観の整備を図る必要があるものについては界わい景観整備地区に指定している。現在、伏見南浜地区や上賀茂郷地区等、8地区を指定しており、西京極原地区を除く7地区が重点区域内にある。また、歴史的景観保全修景地区（3地区）及び界わい景観整備地区（8地区）は、歴史遺産型美観地区に指定している。 更に、歴史的な意匠を有し、かつ、地域における市街地景観の整備を図るうえで重要な要素となっていると認められる建築物又は工作物を歴史的意匠建造物に指定している。</p> <p>(2) 京都市眺望景観創生条例 第3章で述べているように、京都の優れた眺望景観を創生するとともに、これらを将来の世代に継承するため、平成19年3月に京都市眺望景観創生条例を制定し、<u>平成30年3月に改正した。</u> 京都市眺望景観創生条例では、49箇所の保全すべき良好な眺望景観や借景を選び、眺望景観を保全、創出するために規制が必要となる地域を眺望景観保全地域として指定している。これらの地域は、それぞれの規制の内容に応じて、さらに3つの保全区域（眺望空間保全区域、近景デザイン保全区域及び遠景デザイン保全区域）に分類している。また、49箇所の眺望景観や借景をその眺めの特性に応じて9つの類型に分類し、それぞれの類型に応じた保全区域を指定している。重点区域内は、9つの類型すべてを含み、そのうち、35箇所の保全すべき良好な眺望景観や借景に応じた眺望景観保全区域を指定している。 眺望空間保全区域では、視点場から視対象への眺望を遮らないように建築物等の最高部が超えてはなら</p>	<p>(4) 京都市京町家の保全及び継承に関する条例 第3章で述べているように、京都のまちなか景観の基盤を構成し、歴史的風致の重要な構成要素である京町家は、今もなお、年間約2%の割合で滅失が進行しており、京町家の空き家率も14%を超えるなど、歴史都市・京都のアイデンティティを脅かす重大な危機にある。このため、多様な主体の責務・役割を明確にするとともに、京町家の取壊しに関する手続き等を定める条例を平成29年9月に制定し、京町家の保全及び継承を推進する。</p> <p>5 重点区域における市条例との連携</p> <p>(1) 京都市市街地景観整備条例 第3章で述べているように、昭和47年（1972）に京都市市街地景観条例を制定、その後、平成7年に京都市市街地景観整備条例に改定し、平成19年3月に大幅改正を行った。 歴史的景観を形成している建造物群が存する地域で、その景観を保全し、又は修景する必要があるものについては歴史的景観保全修景地区に指定している。現在は、祇園町南地区、祇園縄手・新門前地区、上京（かみのきょう）小川（こかわ）地区の3地区を指定しており、全地区が重点区域内にある。また、まとまりのある景観の特性を示している市街地の地域で、市街地景観の整備を図る必要があるものについては界わい景観整備地区に指定している。現在、伏見南浜地区や上賀茂郷地区等、8地区を指定しており、西京極原地区を除く7地区が重点区域内にある。また、歴史的景観保全修景地区（3地区）及び界わい景観整備地区（8地区）は、歴史遺産型美観地区に指定している。 更に、歴史的な意匠を有し、かつ、地域における市街地景観の整備を図るうえで重要な要素となっていると認められる建築物又は工作物を歴史的意匠建造物に指定している。</p> <p>(2) 京都市眺望景観創生条例 第3章で述べているように、京都の優れた眺望景観を創生するとともに、これらを将来の世代に継承するため、平成19年3月に京都市眺望景観創生条例を制定した。 京都市眺望景観創生条例では、38箇所の保全すべき良好な眺望景観や借景を選び、眺望景観を保全、創出するために規制が必要となる地域を眺望景観保全地域として指定している。これらの地域は、それぞれの規制の内容に応じて、さらに3つの保全区域（眺望空間保全区域、近景デザイン保全区域及び遠景デザイン保全区域）に分類している。また、38箇所の眺望景観や借景をその眺めの特性に応じて8つの類型に分類し、それぞれの類型に応じた保全区域を指定している。重点区域内は、8つの類型すべてを含み、そのうち、25箇所の保全すべき良好な眺望景観や借景に応じた眺望景観保全区域を指定している。 眺望空間保全区域では、視点場から視対象への眺望を遮らないように建築物等の最高部が超えてはなら</p>

新（P5-8）

ない標高を定めている。また、視点場から視認される建築物等が優れた眺望景観を阻害しないよう、近景デザイン保全区域では、その形態及び意匠、遠景デザイン保全区域では色彩について基準を定めている。

重点区域内の眺望景観保全区域（25箇所）

眺めの種類	保全すべき眺望景観・借景	保全区域		
		眺望空間	近景	遠景
境内の眺め （16箇所）	(1)賀茂別雷神社(上賀茂神社), (2)賀茂御祖神社(下鴨神社), (3)教王護国寺(東寺), (10)鹿苑寺(金閣寺), (13)本願寺(西本願寺), (14)二条城, (15)京都御苑, (18)北野天満宮, (19)知恩院, (20)建仁寺, (22)南禅寺, (25)相国寺, (26)真宗本願(東本願寺), (27)平安神宮		○	
境内地周辺の眺め （15箇所）	上記【境内の眺め】の対象のうち, (20)建仁寺を除く寺社等		○	
通りの眺め （4箇所）	(28)御池通, (29)四条通, (30)五条通, (31)産寧坂伝統的建造物群保存地区内の通り		○	
水辺の眺め （2箇所）	(32)濠川・宇治川派流, (33)疏水		○	
庭園からの眺め （1箇所）	(35)渉成園		○	
山並みへの眺め （2箇所）	(36)賀茂川右岸からの東山, (37)賀茂川両岸からの北山		○	
「しるし」への眺め （5箇所）	(39)賀茂川右岸からの「大文字」, (40)高野川左岸からの「法」, (41)北山通からの「妙」, (42)賀茂川左岸からの「船」, (43)桂川左岸からの「鳥居」, (45)船岡山公園からの「大文字」, 「妙」, 「法」, 「船」, 「左大文字」	○	○	○
	(44)西大路通からの「左大文字」	○	○	
	(46)八坂通からの「法観寺五重塔(八坂ノ塔)」		○	
見晴らしの眺め （1箇所）	(47)鴨川に架かる橋からの鴨川		○	
見下ろしの眺め （1箇所）	(49)大文字山からの市街地		○	○

※眺望空間：眺望空間保全区域，近景：近景デザイン保全区域，遠景：遠景デザイン保全区域

(3) 京都市屋外広告物等に関する条例等

第3章で述べているように、屋外広告物法に基づき、昭和31年（1956）に京都市屋外広告物条例を制定した。その後、平成8年（1996）の京都市屋外広告物等に関する条例への全部改正を経て、平成19年には新景観政策の一環として、地域の景観特性や高

さ・デザイン規制の見直しに対応した規制となるよう、従前の規制区域及び当該区域における基準の見直しを行った。

これにより、京都市の区域全域を21種類の規制区域に指定し（禁止区域等を除く。）、それぞれの地域ごとの景観特性に応じた広告物の許可基準等を定めている。

また、屋外広告物行政をより実効的なものとするため、屋外広告物の登録制を導入し、京都市内で屋外広告物の表示や掲出物件の設置を行う業者に対して、京都市への屋外広告物の登録を義務付けている。

さらに、窓ガラスなどに内側から表示される広告物についても、景観に影響があることに鑑みて、これらを特定屋内広告物として、一定の表示基準を定めるとともに、届出制を導入している。

その他違反屋外広告物に対する指導の強化を図るとともに、優良な屋外広告物の設置を誘導するために、表彰制度、特例許可制度、助成制度を設けている。

主な規制内容	基準の概要
禁止	①表示等を禁止する場所や物を定めている。 ②屋上屋外広告物の設置を市域全域で禁止している。 ③点滅式照明、可動式照明の使用を市域全域で禁止している（回転照明等）。等
表示できる高さの基準	①屋外広告物を建物に表示できる高さ基準を定めている。 ②自立している屋外広告物の高さ基準を定めている。等
表示できる面積の基準	①屋外広告物の1個当たりの面積基準を定めている。 ②壁面1面当たりにおける屋外広告物の総面積基準を定めている。 ③壁面面積に対する②の割合基準を定めている。等
表示できる位置の基準	①屋外広告物の窓、その他の開口部にまたがることを禁止している。 ②特定の道路への屋外広告物の突出を禁止している。等
デザイン基準	①表示に関する色彩の基準を定めている。 ②表示に関する写真、絵画等の使用に関する基準を定めている。等
特定屋内広告物の基準	①窓、その他の開口部に対する割合基準を定めている。 ②表示に関する色彩の基準を定めている。
屋外広告物等特別規制地区	①伝統的建造物群保存地区等を屋外広告物等特別規制地区に指定している。 ②それぞれの地区ごとに屋外広告物等景観整備計画を策定し、高さ、面積、デザインその他の基準を定めている。等
車両屋外広告物の基準	①位置、面積、デザインその他の基準を定めている。 ②面積が大きくなるものとなるラッピング広告については、優良なデザインのもののみ特例許可の対象とし、そのガイドラインを定めている。等

旧（P5-8）

ない標高を定めている。また、視点場から視認される建築物等が優れた眺望景観を阻害しないよう、近景デザイン保全区域では、その形態及び意匠、遠景デザイン保全区域では色彩について基準を定めている。

重点区域内の眺望景観保全区域（25箇所）

眺めの種類	保全すべき眺望景観・借景	保全区域		
		眺望空間	近景	遠景
境内の眺め （9箇所）	(1)賀茂別雷神社(上賀茂神社), (2)賀茂御祖神社(下鴨神社), (3)教王護国寺(東寺), (10)鹿苑寺(金閣寺), (13)本願寺, (14)二条城, (15)京都御苑		○	
	(4)清水寺, (11)慈照寺(銀閣寺), (16)修学院離宮(近景を除く)		○	○
通りの眺め （4箇所）	(18)御池通, (19)四条通, (20)五条通, (21)産寧坂伝統的建造物群保存地区内の通り		○	
水辺の眺め （2箇所）	(22)濠川・宇治川派流, (23)琵琶湖疏水		○	
庭園からの眺め （1箇所）	(25)渉成園		○	
山並みへの眺め （2箇所）	(26)賀茂川右岸からの東山, (27)賀茂川両岸からの北山		○	
「しるし」への眺め （5箇所）	(29)賀茂川右岸からの「大文字」, (32)賀茂川左岸からの「船」(眺望空間を除く), (35)船岡山公園からの「大文字」, 「妙」, 「法」, 「船」, 「左大文字」	○	○	○
	(34)西大路通からの「左大文字」	○	○	
見晴らしの眺め （1箇所）	(36)鴨川に架かる橋からの鴨川		○	
見下ろしの眺め （1箇所）	(38)大文字山からの市街地		○	○

※眺望空間：眺望空間保全区域，近景：近景デザイン保全区域，遠景：遠景デザイン保全区域

(3) 京都市屋外広告物等に関する条例等

第3章で述べているように、屋外広告物法に基づき、昭和31年（1956）に京都市屋外広告物条例を制定した。その後、平成8年（1996）の京都市屋外広告物等に関する条例への全部改正を経て、平成19年には新景観政策の一環として、地域の景観特性や高さ・デザイン規制の見直しに対応した規制となるよう、従前の規制区域及び当該区域における基準の見直し

を行った。

これにより、京都市の区域全域を21種類の規制区域に指定し（禁止区域等を除く。）、それぞれの地域ごとの景観特性に応じた広告物の許可基準等を定めている。

また、屋外広告物行政をより実効的なものとするため、屋外広告物の登録制を導入し、京都市内で屋外広告物の表示や掲出物件の設置を行う業者に対して、京都市への屋外広告物の登録を義務付けている。

さらに、窓ガラスなどに内側から表示される広告物についても、景観に影響があることに鑑みて、これらを特定屋内広告物として、一定の表示基準を定めるとともに、届出制を導入している。

その他違反屋外広告物に対する指導の強化を図るとともに、優良な屋外広告物の設置を誘導するために、表彰制度、特例許可制度、助成制度を設けている。

主な規制内容	基準の概要
禁止	①表示等を禁止する場所や物を定めている。 ②屋上屋外広告物の設置を市域全域で禁止している。 ③点滅式照明、可動式照明の使用を市域全域で禁止している（回転照明等）。等
表示できる高さの基準	①屋外広告物を建物に表示できる高さ基準を定めている。 ②自立している屋外広告物の高さ基準を定めている。等
表示できる面積の基準	②屋外広告物の1個当たりの面積基準を定めている。 ②壁面1面当たりにおける屋外広告物の総面積基準を定めている。 ③壁面面積に対する②の割合基準を定めている。等
表示できる位置の基準	①屋外広告物の窓、その他の開口部にまたがることを禁止している。 ②特定の道路への屋外広告物の突出を禁止している。等
デザイン基準	②表示に関する色彩の基準を定めている。 ②表示に関する写真、絵画等の使用に関する基準を定めている。等
特定屋内広告物の基準	②窓、その他の開口部に対する割合基準を定めている。 ②表示に関する色彩の基準を定めている。
屋外広告物等特別規制地区	③伝統的建造物群保存地区等を屋外広告物等特別規制地区に指定している。 ②それぞれの地区ごとに屋外広告物等景観整備計画を策定し、高さ、面積、デザインその他の基準を定めている。等
車両屋外広告物の基準	①位置、面積、デザインその他の基準を定めている。 ④面積が大きくなるものとなるラッピング広告については、優良なデザインのもののみ特例許可の対象とし、そのガイドラインを定めている。等

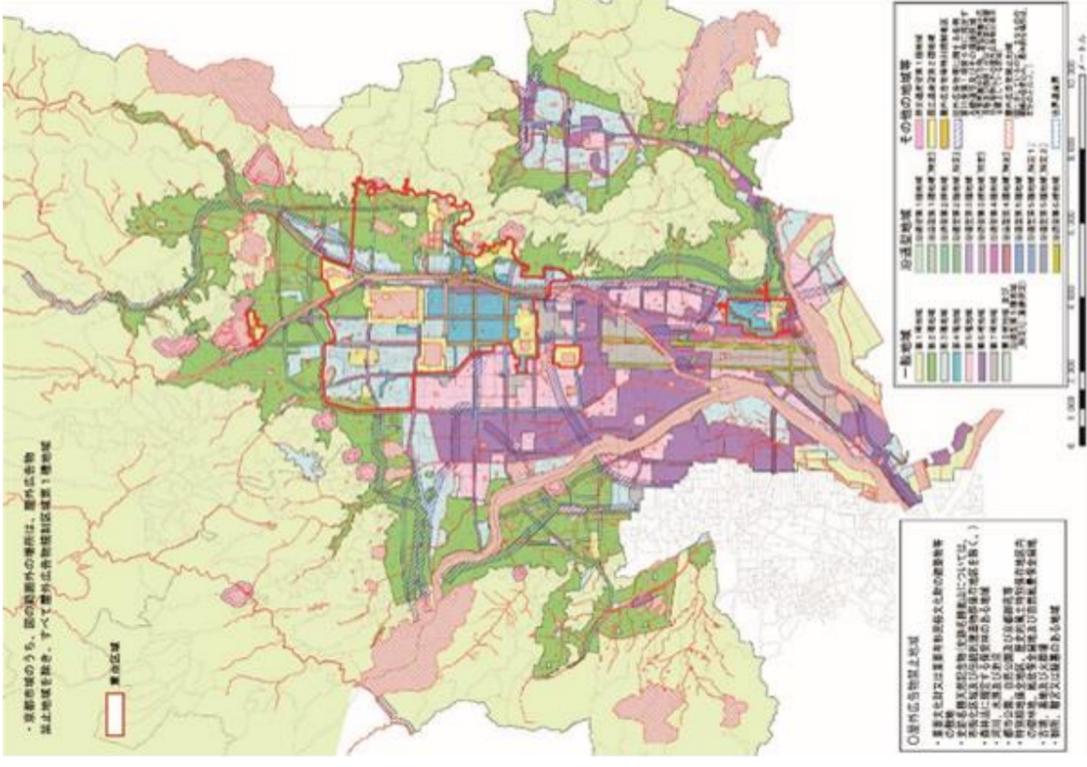


図5-5 屋外広告物規制区域等指定 (概要) 図と重点区域

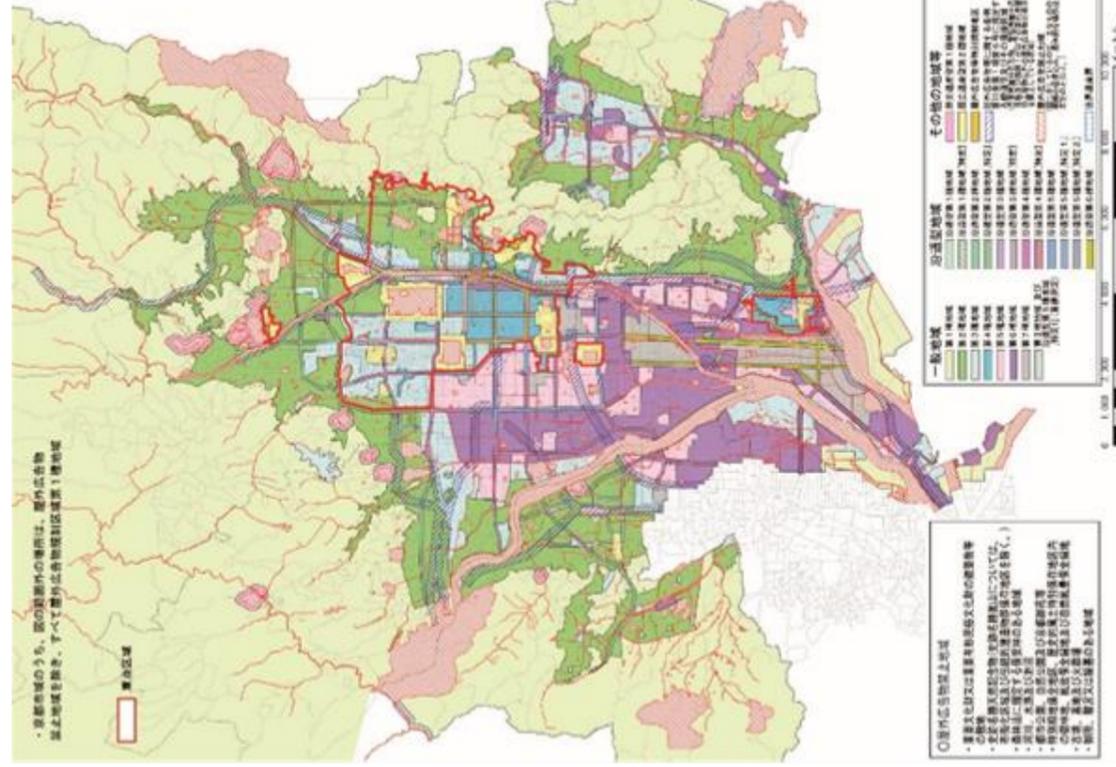


図5-5 屋外広告物規制区域等指定 (概要) 図と重点区域

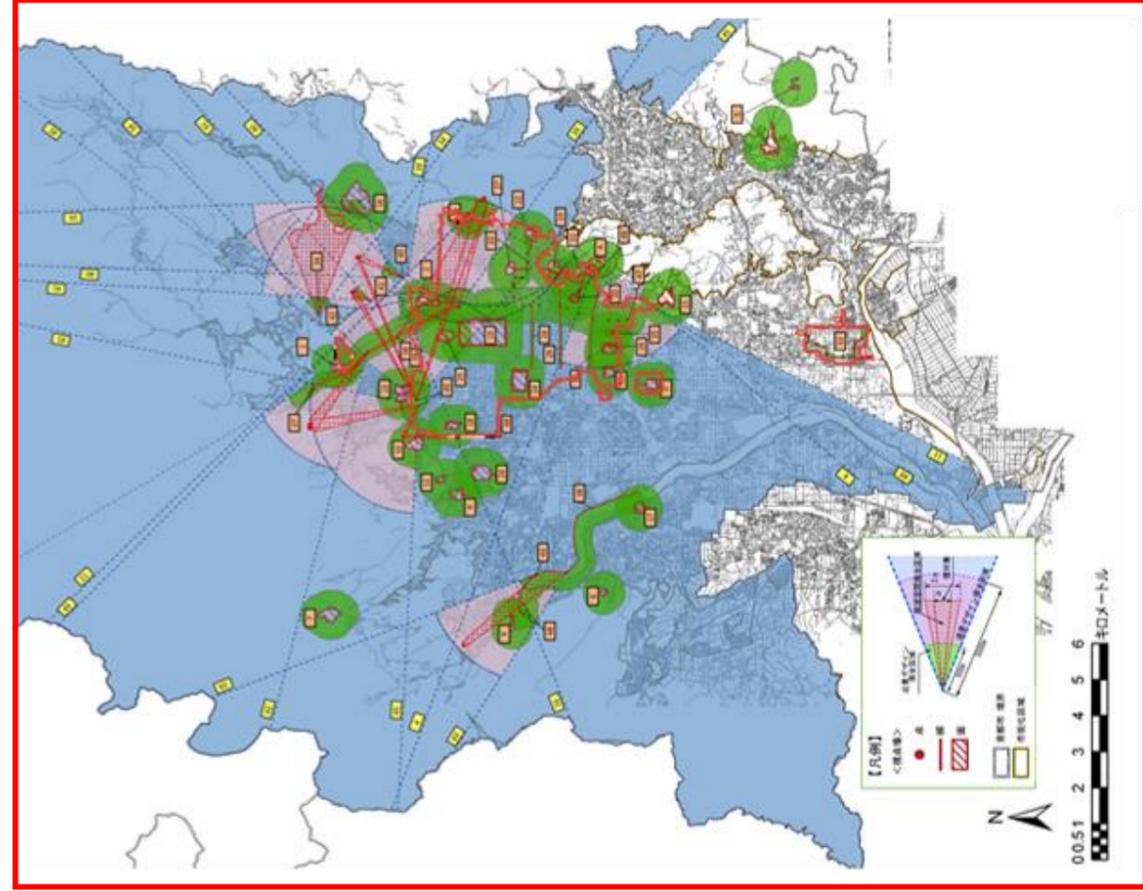


図5-4 眺望景観保全地域指定 (概要) 図と重点区域

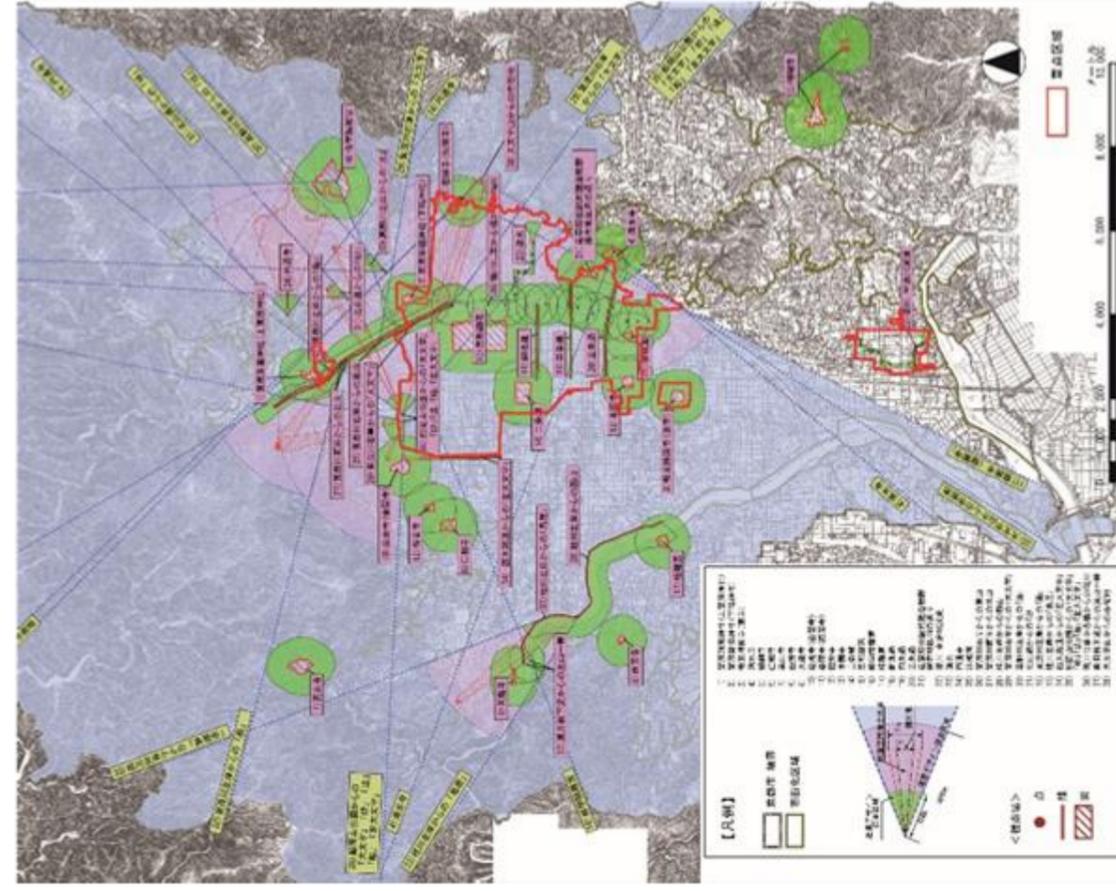


図5-4 眺望景観保全地域指定 (概要) 図と重点区域

1 京都市全体に関する事項

(1) 文化財の保存・活用の現況と今後の方針

歴史都市・京都は、古代から近代に至る長い歴史を有し、殊に平安遷都以来、日本の歴史の中心であり続けてきた。このため、各時代において、日本を代表する歴史的な遺産が生み出され、蓄積されてきた。神社仏閣や仏像・絵巻物など有形の文化財、伝統芸能や季節ごとの行事など無形の文化財、また美しい町並みと町家、緑豊かな自然や歴史を重ねた遺跡・名勝地などの記念物はどれもが日本文化の象徴ともいえるものである。将来にわたって、京都が日本はもとより世界の人々を魅了する個性に満ちあふれた都市であり続けるには、優れた文化財の保存と継承はもとより、この文化財が市民の暮らしに息づくことにより、市民に大きな生きる喜びをもたらす、京都のまち全体を活気に満ちたものとする必要がある。

そのため、本市としては、市民と共に京都が文化的、芸術的に世界の中でも格別の位置を占める都市であることを改めて認識したうえで、文化財の保存・活用に積極的に取り組むこととする。

とりわけ京都市内には、世界遺産「古都京都の文化財」14件が所在するのをはじめ、国指定文化財の全国比では、国宝で19.1%、重要文化財は14.3%を占め、国指定、市指定等を合わせると実に3,000件を超す文化財が集積している。

質、量ともに充実した京都の文化財は、古代から近代に至るまで、各時代の遺産が重層的に存在していることも他地域に類例がなく、市街地の約3分の1は平安京跡を中心とした「周知の埋蔵文化財包蔵地」でもある。

これらの文化財は、京都にとって重要な歴史的な遺産であるとともに、日本の歴史や文化を理解するための遺産であり、また、日本人のアイデンティティーを示すものとして、国内外の人々を魅了し、多くの観光客を迎えている。

こうした文化財の保存と活用を図り、我が国の歴史、文化等の正しい理解に資するとともに、国民の文化的生活の向上に貢献することは私たちに課せられた責務と考える。このため、京都市では、文化財保護法及び昭和57年(1982)4月に施行した京都市文化財保護条例に基づき、文化財の保存と活用に努めている。

京都市には、都心部等に約4万件存在するといわれ

る町家をはじめ多数の歴史的建造物が残っている。これまで、京都市近代化遺産調査(平成8~14年度)、京都府近代和風建築総合調査(平成18~20年度)などの調査を実施し、現存する歴史的建造物の把握に努めてきた。現在、実施されている京町家まちづくり調査などの調査により、未指定文化財の把握をさらに充実していく予定である。こうした成果に基づき、京都市の歴史、文化等を理解するうえで重要なものを、市文化財として指定・登録し、その保存・活用を進めていく。

一方で、これらの文化財建造物の多くは伝統的な技術によってつくり出されたものであり、それら技術の継承が、文化財建造物の保存には不可欠である。このため、京都市では、文化財の保存技術の継承を目的として、平成15年(2003)に京都市文化財建造物保存技術研修センターを設置している。同施設を拠点として、各種団体と連携することにより、檜皮葺をはじめとした屋根葺、畳製作、建具製作、漆塗り等の保存技術について、職人の技能研修、一般への普及啓発事業を実施している。今後もこうした取組みを推進することにより、文化財保存技術の継承に努めていく。

また、京都にとって重要な歴史的な遺産として、祇園祭や京都五山送り火などの民俗文化財があげられる。祇園祭については、国庫補助事業によって重要有形民俗文化財である山鉾の修理事業を行うとともに、京都府や関係機関とともに重要無形民俗文化財である山鉾行事の執行に助成を行い、その保存・継承を図っている。五山送り火に対しても、その保存・継承のために助成を行っている。こうした代表的事例の他、京都の地域性を有する無形の文化財について、剣鉾調査(平成22~25年度)などの調査を実施し、京都の特徴ある祭礼行事の把握に努めてきた。現在、京都府と連携した祭り行事調査などにより未指定文化財の把握をさらに充実させていく予定である。また、新たに市文化財として指定・登録することや映像等による記録保存などを通じて、京都の特色ある民俗文化の保存・継承を図っていく。

平成17年4月の文化財保護法改正により文化的景観制度が発足した。本市では平成27年10月「京都岡崎の文化的景観」として国の重要文化的景観に選定された。

これらの多くの文化財は、歴史的風致を形成する重要な構成要素でもあり、歴史的風致の維持及び向上を

1 京都市全体に関する事項

(1) 文化財の保存・活用の現況と今後の方針

歴史都市・京都は、古代から近代に至る長い歴史を有し、殊に平安遷都以来、日本の歴史の中心であり続けてきた。このため、各時代において、日本を代表する歴史的な遺産が生み出され、蓄積されてきた。神社仏閣や仏像・絵巻物など有形の文化財、伝統芸能や季節ごとの行事など無形の文化財、また美しい町並みと町家、緑豊かな自然や歴史を重ねた遺跡・名勝地などの記念物はどれもが日本文化の象徴ともいえるものである。将来にわたって、京都が日本はもとより世界の人々を魅了する個性に満ちあふれた都市であり続けるには、優れた文化財の保存と継承はもとより、この文化財が市民の暮らしに息づくことにより、市民に大きな生きる喜びをもたらす、京都のまち全体を活気に満ちたものとする必要がある。

そのため、本市としては、市民と共に京都が文化的、芸術的に世界の中でも格別の位置を占める都市であることを改めて認識したうえで、文化財の保存・活用に積極的に取り組むこととする。

とりわけ京都市内には、世界遺産「古都京都の文化財」14件が所在するのをはじめ、国指定文化財の全国比では、国宝で19.4%、重要文化財は14.5%を占め、国指定、市指定等を合わせると実に2,500件を超す文化財が集積している。

質、量ともに充実した京都の文化財は、古代から近代に至るまで、各時代の遺産が重層的に存在していることも他地域に類例がなく、市街地の約3分の1は平安京跡を中心とした「周知の埋蔵文化財包蔵地」でもある。

これらの文化財は、京都にとって重要な歴史的な遺産であるとともに、日本の歴史や文化を理解するための遺産であり、また、日本人のアイデンティティーを示すものとして、国内外の人々を魅了し、多くの観光客を迎えている。

こうした文化財の保存と活用を図り、我が国の歴史、文化等の正しい理解に資するとともに、国民の文化的生活の向上に貢献することは私たちに課せられた責務と考える。このため、京都市では、文化財保護法及び昭和57年(1982)4月に施行した京都市文化財保護条例に基づき、文化財の保存と活用に努めている。

京都市には、都心部等に約3万件存在するといわれ

る町家をはじめ多数の歴史的建造物が残っている。これまで、京都市近代化遺産調査(平成11~14年度)、京都府近代和風建築総合調査(平成18~20年度)などの調査を実施し、現存する歴史的建造物の把握に努めてきた。現在、実施されている京町家まちづくり調査などの調査により、未指定文化財の把握をさらに充実していく予定である。こうした成果に基づき、京都市の歴史、文化等を理解するうえで重要なものを、市文化財として指定・登録し、その保存・活用を進めていく。

一方で、これらの文化財建造物の多くは伝統的な技術によってつくり出されたものであり、それら技術の継承が、文化財建造物の保存には不可欠である。このため、京都市では、文化財の保存技術の継承を目的として、平成15年(2003)に京都市文化財建造物保存技術研修センターを設置している。同施設を拠点として、各種団体と連携することにより、檜皮葺をはじめとした屋根葺、畳製作、建具製作、漆塗り等の保存技術について、職人の技能研修、一般への普及啓発事業を実施している。今後もこうした取組みを推進することにより、文化財保存技術の継承に努めていく。

また、京都にとって重要な歴史的な遺産として、祇園祭や京都五山送り火などの民俗文化財があげられる。祇園祭については、国庫補助事業によって山鉾などの有形民俗文化財の保存・修理事業を行うとともに、京都府や関係機関とともに祭礼の執行に助成を行い、その保存、継承を図っている。五山送り火の執行に対しても、その保存・継承のために助成を行っている。こうした代表的事例の他、京都の地域性を有する無形文化について、映像等による記録保存などを通じて、保存、継承を図っていく。

これらの多くの文化財は、歴史的風致を形成する重要な構成要素でもあり、歴史的風致の維持及び向上を図るため所有者、市民と共に積極的な保存・活用を図る。また、文化財の活用に当たっては、あくまでも文化財の保護を前提とすることから、保護の為の必要事項を予め定め、調整を図る必要がある。

本来であれば、個々の文化財の保存管理計画、整備計画が必要ではあるが、現状ではそこまでは至っていない。今後、個々の文化財の性格を見定め、可能な限り保存管理計画、整備計画を作成することとしており、それまでの間は、関係法令等に基づいて適切な文化財の保存・活用を行うものとする。

新（P6-2）	旧（P6-2）
<p>図るため所有者、市民と共に積極的な保存・活用を図る。また、文化財の活用に当たっては、あくまでも文化財の保護を前提とすることから、保護の為の必要事項を予め定め、調整を図る必要がある。</p> <p>本来であれば、個々の文化財の保存管理計画、整備計画が必要ではあるが、現状ではそこまでは至っていない。今後、個々の文化財の性格を見定めようとして、可能な限り保存管理計画、整備計画を作成することとしており、それまでの間は、関係法令等に基づいて適切な文化財の保存・活用を行うものとする。</p> <p>また、これまで、文化財指定等をしているものについては、文化財保護法及び京都府・京都市文化財保護条例に基づき、保存と活用に努めているが、指定等をしていない文化財についても積極的に文化財的な価値調査を行い、指定・登録を推進するとともに、その保存と活用に努める。</p> <p>さらに、京都における歴史的風致の重要な構成要素である京町家について、「京町家まちづくり調査」を行い、その調査結果を踏まえながら景観重要建造物や歴史的風致形成建造物の指定を推進し、更には、年々減少する京町家の保全に関し、民間事業者等による京町家の活用を推進するため、「京町家を活用したい人」、「京町家に住みたい人」と「京町家を残していきたい所有者」の需要と供給のマッチングを図る新たな仕組みづくりの検討などを行う。</p> <p>その他、京町家と並び、京都のまち歴史・文化の象徴として、京都の景観を形成するうえで、重要な構成要素である寺社や近代建築物等において、土地の売却やマンション建設計画等が相次いでいることから、景観重要建造物や歴史的風致形成建造物の指定の対象を拡大し、寺社や近代建築物等の指定を積極的に推進するとともに、保全措置のための具体策の検討を行う。</p> <p>(2) 文化財の修理に関する方針</p> <p>京都に残る文化財建造物の多くは、植物性材料によるものであり、日常の管理を適正に行い、一定のサイクルで修理を実施することが、保存のために重要である。京都の国宝・重要文化財及び京都府文化財保護条例に基づく府指定・登録文化財の修理は、京都府教育庁文化財保護課が管轄し、同課に所属する文化財保護技師、伝統的な木工技術を持つ職人が担当している。国の指定等文化財の修理については、建造物の歴史や技法についての調査を踏まえ、文化財保護法に基づいて適切に実施する。必要に応じて、審議会や学術経験者等による修理委員会等に意見を諮り、また、関係機関と連携して実施することとなっている。</p> <p>また、これまで、文化財指定等をしているものについては、文化財保護法及び京都府・京都市文化財保護条例に基づき、保存と活用に努めているが、指定等をしていない文化財についても積極的に文化財的な価値調査を行い、指定・登録を推進するとともに、その保存と活用に努める。</p> <p>さらに、市内に所在する多くの未指定文化財についても、今後とも積極的に調査を実施すると共に、未指定ではあっても文化財としての価値が認められるものの修理については、有識者の指導の意見を聞きながら、京都市文化観光資源保護基金を財源とする助成（文化観光資源保護事業）をこれまで以上に充実させて行く。</p> <p>(3) 文化財の保存・活用を行うための施設に関する方針</p> <p>●收藏・活用施設</p> <p>京都市は、平安京に関するものをはじめとする膨大な考古資料を所有している。このため、展示施設として京都市考古資料館、及び9ヶ所の收藏施設を設置している。</p> <p>埋蔵文化財の收藏スペースの不足がこれまで課題となっていたが、平成20年には伏見水垂收藏庫を新設し、收藏機能が大きく改善された。</p> <p>收藏施設に收藏された埋蔵文化財のうち、重要なものを一般に公開し、普及啓発を図る施設として、京都市考古資料館を設置している。同館では、常設展示の他、特別展示（年1回）、速報展を行っている。また、文化財講座（年9回）を開催し、市民向けの普及啓発活動を進めている。</p> <p>また、埋蔵文化財收藏庫については、単に遺物を收藏する施設に終わらせることのないよう、一般に公開し、市民がより良く理解できるような施設に改善していく。</p> <p>琵琶湖疏水記念館では、国指定史跡である琵琶湖疏水に関する資料を收藏し、常設展示を行っている他、調査成果を紹介する企画展示を定期的に行っている。</p> <p>●文化財建造物等の一般公開及び展示施設への活用</p> <p>京都市学校歴史博物館では、京都市内の旧番組小学校に伝わる歴史資料、美術工芸品を收藏し、一般に公開している。同施設には、明治初期の番組小学校遺構</p>	<p>また、これまで、文化財指定等をしているものについては、文化財保護法及び京都府・京都市文化財保護条例に基づき、保存と活用に努めているが、指定等をしていない文化財についても積極的に文化財的な価値調査を行い、指定・登録を推進するとともに、その保存と活用に努める。</p> <p>さらに、京都における歴史的風致の重要な構成要素である京町家について、「京町家まちづくり調査」を行い、その調査結果を踏まえながら景観重要建造物や歴史的風致形成建造物の指定を推進し、更には、年々減少する京町家の保全に関し、民間事業者等による京町家の活用を推進するため、「京町家を活用したい人」、「京町家に住みたい人」と「京町家を残していきたい所有者」の需要と供給のマッチングを図る新たな仕組みづくりの検討などを行う。</p> <p>その他、京町家と並び、京都のまち歴史・文化の象徴として、京都の景観を形成するうえで、重要な構成要素である寺社や近代建築物等において、土地の売却やマンション建設計画等が相次いでいることから、景観重要建造物や歴史的風致形成建造物の指定の対象を拡大し、寺社や近代建築物等の指定を積極的に推進するとともに、保全措置のための具体策の検討を行う。</p> <p>(2) 文化財の修理に関する方針</p> <p>京都に残る文化財建造物の多くは、植物性材料によるものであり、日常の管理を適正に行い、一定のサイクルで修理を実施することが、保存のために重要である。京都の国宝・重要文化財及び京都府文化財保護条例に基づく府指定・登録文化財の修理は、京都府教育庁文化財保護課が管轄し、同課に所属する文化財保護技師、伝統的な木工技術を持つ職人が担当している。国の指定等文化財の修理については、建造物の歴史や技法についての調査を踏まえ、文化財保護法に基づいて適切に実施する。必要に応じて、審議会や学術経験者等による修理委員会等に意見を諮り、また、関係機関と連携して実施することとなっている。</p> <p>また、京都市指定・登録文化財については、本市に</p>

新（P6-3）	旧（P6-3）
<p><u>を再発見、再認識し、内外に魅力を発信するとともに、大切に引き継いでいこうという気運の醸成を図っていく。</u></p> <p>ウ “まち・ひと・こころが織り成す京都遺産”制度 （平成28年創設）</p> <p><u>京都の文化遺産をテーマごとにまとめ、地域性、歴史性、物語性を持った集合体として認定することで、個々に見るだけでは分からなかった新たな魅力を伝え、歴史や文化への理解を深めていただくとともに、それらを支える地域、人々が貴重な文化遺産を維持、継承しているという誇りを高めていただくことで、京都の文化遺産を守り、活かす取組につなげていく。</u></p> <p>(4) 文化財の保存・活用を行うための施設に関する方針</p> <p>ア 文化財の収蔵・展示施設</p> <p>京都市は、平安京に関するものをはじめとする膨大な考古資料を所有している。このため、展示施設として京都市考古資料館、及び8ヶ所の収蔵施設を設置している。</p> <p><u>埋蔵文化財の収蔵スペースは平成20年には伏見水垂収蔵庫を新設したものの、抜本的な解決には至らず、限界を迎えつつある。</u></p> <p>収蔵施設に収蔵された埋蔵文化財のうち、重要なものを一般に公開し、普及啓発を図る施設として、京都市考古資料館を設置しているが、<u>国内最大の質と量を誇る本市埋蔵文化財の展示施設としては狭小であり、十分な活用が出来ていない。</u>同館では、常設展示の他、特別展示（年2回）、速報展及び企画展示を行っている。また、文化財講座（年9回）を開催し、市民向けの普及啓発活動を進めている。<u>さらに全国的に見ても珍しい取組みとして大学生や高校生が企画・立案・展示・解説を考古資料館で行う合同企画展を平成23年度から開始している。</u></p> <p>また、埋蔵文化財収蔵庫については、単に遺物を収蔵する施設に終わらせることのないよう、一般に公開し、市民がより良く理解できるような施設に改善していく。</p> <p><u>京都市が所有する古文書や歴史資料、歴史的公文書、民俗資料については、京都市歴史資料館において収蔵している。加えて市内の個人や宗教法人に伝存する多数の古文書についても、同館で寄贈・寄託を受けている。京都に関する図書や古文書の写真資料の閲覧や歴</u></p>	<p>である旧成徳小学校玄関車寄（国登録文化財）が移築されている。</p> <p>本市が所有あるいは管理している建造物、遺跡・名勝地の保存・活用施設としては、二条城（国指定重要文化財（建造物））、無鄰庵庭園（国指定名勝）、旧柳原銀行（京都市登録建造物）等があり、いずれも常時一般公開されている。二条城では、建造物の公開の他、障壁面を収蔵する収蔵施設を整備し、一般公開を行っている。遺跡の整備事例としては、天皇の杜古墳、<u>檜原廃寺跡（ともに国指定史跡）</u>等において復元整備を実施し、一般に公開している。</p> <p>この他、京都市は、国指定有形民俗文化財である祇園祭山鉾の収蔵施設を設置し、地元町内において収蔵することが不可能な11の山鉾町の山鉾部材を収めている。</p> <p>今後は、これらの施設の積極的な公開を図っていく。</p> <p>●文化財の案内施設</p> <p>京都市では、これまで京都市文化財保護条例による指定・登録等文化財等について、説明板を設置しており、現状で約200ヶ所において整備されている。今後も新規の指定・登録等物件について引き続き整備していく方針である。</p> <p>また、指定・登録文化財以外の歴史的建造物や記念物については、文化財の理解に加え観光振興の観点からも、説明板を設置している。</p> <p>文化財の存在と、その価値を正しく理解することが、その保存・活用のためには不可欠であることから、現地でその内容が容易に理解できるよう説明板の設置や、関連する文化財情報を発信する情報掲示板の充実をこれまで以上に図っていく。</p> <p>(4) 文化財の周辺環境の保全に関する方針</p> <p>文化財の価値を保全するためには、それ自身の保存のみではなく、その周辺環境の保全・整備が不可欠である。他都市に比較して、京都には多数の歴史的建造物が残されており、それらが大きな面的広がり形成している点が特筆すべき特徴としてあげられる。このため、景観の保全施策やまちづくりに関する施策と、文化財保護政策との連携により、文化財の周辺環境を保全することが、京都における歴史的風致の保全にとって重要である。景観規制区域は、世界遺産「古都京都の文化財」のバッファゾーンにも設定されている。</p>
	<p>京都の文化財は東山、西山などの周辺部や、歴史的市街地である中心部を中心に分布している。前者については、歴史的風土保存特別保存地区、歴史的風土保存区域、風致地区などによって、周辺環境の保全が図られている。</p> <p>また、後者の中心市街地については、これまで京都市市街地景観整備条例に基づく、界わい景観整備地区、歴史的景観保全修景地区などの政策を実施し、その周辺環境の整備を図ってきた。さらに、これまでの景観政策を転換し、規制強化を含む総合的な景観政策として、地域の特性を踏まえた建築物の高さ規制やデザイン規制、眺望景観の保全、屋外広告物対策、歴史的建造物の保全を柱とした新景観政策を平成19年9月から実施し、景観重要建造物の指定も進めている。今後、景観重要建造物や歴史的風致形成建造物の指定を推進することに加え、年々減少する町家の保全に関する新たなしくみづくりの検討などを行うことによって、文化財の周辺環境の保全を進めていく。</p> <p>(5) 文化財の防災に関する方針</p> <p>京都市では、「京都市地域防災計画」を策定しており、この中で文化財に関して、一般災害対策、震災対策の両面において、それぞれ応急対策についてのマニュアルを作成している。</p> <p>平時における防災設備等の整備については、国宝・重要文化財への防災設備の設置が、文化庁の国庫補助事業として進められており、京都市も国や京都府と連携しながら同事業を進めて行く。また、京都市の文化財保護条例による市指定文化財については、防災設備設置への助成制度により防災事業を進めている。</p> <p>文化財周辺の防災事業として、東山区清水地区において、文化財とその周辺を守る防災水利整備事業を進めている。</p> <p>京都市消防局は、文化財の関係者と地域住民が相互に協力して文化財を守るという理念に基づき、「文化財市民レスキュー体制」を整備している。これは、日常における防火対策、災害発生時における初期活動に関して、文化財所有者と地域住民が協力を行う体制をあらかじめ整備しておくもので、現在、市内237ヶ所（平成25年2月）において体制が構築されている。</p> <p>今後、歴史資産と周辺の町並みを一体的に守るため、「文化財市民レスキュー体制」をはじめとする地域の自主防災活動と、防災水利整備事業などのハード面で</p>

新（P6-4）	旧（P6-4）												
<p>物が残されており、それらが大きな面的広がり形成している点が特筆すべき特徴としてあげられる。このため、景観の保全施策やまちづくりに関する施策と、文化財保護政策との連携により、文化財の周辺環境を保全することが、京都における歴史的風致の保全にとって重要である。景観規制区域は、世界遺産「古都京都の文化財」のバッファゾーンにも設定されている。</p> <p>京都の文化財は東山、西山などの周辺部や、歴史的市街地である中心部を中心に分布している。前者については、歴史的風土保存特別保存地区、歴史的風土保存区域、風致地区などによって、周辺環境の保全が図られている。</p> <p>また、後者の中心市街地については、これまで京都市市街地景観整備条例に基づく、界わい景観整備地区、歴史的景観保全修景地区などの政策を実施し、その周辺環境の整備を図ってきた。さらに、これまでの景観政策を転換し、規制強化を含む総合的な景観政策として、地域の特性を踏まえた建築物の高さ規制やデザイン規制、眺望景観の保全、屋外広告物対策、歴史的建造物の保全を柱とした新景観政策を平成19年9月から実施し、景観重要建造物の指定も進めている。今後、景観重要建造物や歴史的風致形成建造物の指定を推進することに加え、年々減少する町家の保全に関する新たなしくみづくりの検討などを行うことによって、文化財の周辺環境の保全を進めていく。</p> <p>⑥ 文化財の防災に関する方針</p> <p>京都市では、「京都市地域防災計画」を策定しており、この中で文化財に関して、一般災害対策、震災対策の両面において、それぞれ応急対策についてのマニュアルを作成している。</p> <p>平時における防災設備等の整備については、国宝・重要文化財への防災設備の設置が、文化庁の国庫補助事業として進められており、京都市も国や京都府と連携しながら同事業を進めて行く。また、京都市の文化財保護条例による市指定文化財については、防災設備設置への助成制度により防災事業を進めている。</p> <p>文化財周辺の防災事業として、東山区清水地区において、文化財とその周辺を守る防災水利整備事業を進めている。</p> <p>京都市消防局は、文化財の関係者と地域住民が相互に協力して文化財を守るという理念に基づき、「文化財市民レスキュー体制」を整備している。これは、日</p> <p>常における防火対策、災害発生時における初期活動に関して、文化財所有者と地域住民が協力を行う体制をあらかじめ整備しておくもので、現在、市内238ヶ所（平成30年7月）において体制が構築されている。</p> <p>今後、歴史資産と周辺の町並みを一体的に守るため、「文化財市民レスキュー体制」をはじめとする地域の自主防災活動と、防災水利整備事業などのハード面での整備を有機的に連携させ、地域住民とともに守る文化財防災施策を進めていく。</p> <p>このほか、現在、市内の文化財関係機関が情報の共有を図るため「京都文化財防災対策連絡会」が設置され、行政や関係機関の連携によって、情報交換や連絡調整を行っており、文化財防災の機能性の向上を図っているが、今後ともこの連携を強化して行く。</p> <p>⑦ 文化財の保存及び活用の普及・啓発に関する方針</p> <p>京都市では、京都のまちをより一層魅力的に満ちた文化芸術都市として創生することを目指し、文化施策を総合的かつ計画的に進めるため、京都文化芸術都市創生計画を策定している。この計画に基づいて、文化財が市民にとってより身近になるとともに、市民参加によって文化財の保存・活用が図られるしくみづくりを進めていく。</p> <p>市民が文化芸術に親しむことができるような取組み、文化芸術の次代の担い手を育てるため、子供の頃から文化芸術を身近に感じ、心から楽しめる感性を育む取組み、更には伝統的な文化芸術及びこれを支える技術を保存し、継承するとともに、市民をはじめ広く国内外の人々が伝統的な文化芸術を体験することができる機会を拡大するための取組みを進める。</p> <p>市民が文化芸術に親しむことができるような取組み、文化芸術の次代の担い手を育てるため、子供の頃から文化芸術を身近に感じ、心から楽しめる感性を育む取組み、更には伝統的な文化芸術及びこれを支える技術を保存し、継承するとともに、市民をはじめ広く国内外の人々が伝統的な文化芸術を体験することができる機会を拡大するための取組みを進める。</p> <p>⑧ 埋蔵文化財の取扱に関する方針</p> <p>京都市内には、多くの埋蔵文化財があり、重点区域のほぼすべてが埋蔵文化財の包蔵地である。これらは地域の歴史資料であるとともに、我が国の歴史を語るうえで欠くことのできない存在でもある。このため、「周知の埋蔵文化財包蔵地」を決定して、包蔵地内で行われる各種土木工事等について、遺跡を重要遺跡、一般遺跡、一般遺跡に準じる遺跡の3種類に分類し、工事の規模や内容に応じた遺跡保存等のための行政指導を行っている。</p> <p>文化庁及び京都府通知に基づき、おおむね中世までに属する遺跡を、「周知の埋蔵文化財包蔵地」として</p>	<p>の整備を有機的に連携させ、地域住民とともに守る文化財防災施策を進めていく。</p> <p>このほか、現在、市内の文化財関係機関が情報の共有を図るため「京都文化財防災対策連絡会」が設置され、行政や関係機関の連携によって、情報交換や連絡調整を行っており、文化財防災の機能性の向上を図っているが、今後ともこの連携を強化して行く。</p> <p>⑥ 文化財の保存及び活用の普及・啓発に関する方針</p> <p>京都市では、京都のまちをより一層魅力的に満ちた文化芸術都市として創生することを目指し、文化施策を総合的かつ計画的に進めるため、京都文化芸術都市創生計画を策定している。この計画に基づいて、文化財が市民にとってより身近になるとともに、市民参加によって文化財の保存・活用が図られるしくみづくりを進めていく。</p> <p>市民が文化芸術に親しむことができるような取組み、文化芸術の次代の担い手を育てるため、子供の頃から文化芸術を身近に感じ、心から楽しめる感性を育む取組み、更には伝統的な文化芸術及びこれを支える技術を保存し、継承するとともに、市民をはじめ広く国内外の人々が伝統的な文化芸術を体験することができる機会を拡大するための取組みを進める。</p> <p>⑦ 埋蔵文化財の取扱に関する方針</p> <p>京都市内には、多くの埋蔵文化財があり、重点区域のほぼすべてが埋蔵文化財の包蔵地である。これらは地域の歴史資料であるとともに、我が国の歴史を語るうえで欠くことのできない存在でもある。このため、「周知の埋蔵文化財包蔵地」を決定して、包蔵地内で行われる各種土木工事等について、遺跡を重要遺跡、一般遺跡、一般遺跡に準じる遺跡の3種類に分類し、工事の規模や内容に応じた遺跡保存等のための行政指導を行っている。</p> <p>文化庁及び京都府通知に基づき、おおむね中世までに属する遺跡を、「周知の埋蔵文化財包蔵地」としている。近世に属する遺跡については、京都市域の歴史において必要と認められる重要な遺跡を、段階的に追加してきており、これまでに公家町、城郭などを「周知の埋蔵文化財包蔵地」に加えている。今後とも有識者等の意見を踏まえ、重要性の認められる近世遺跡を加えていく方向である。</p> <p>京都市内において建築確認申請の必要な建築行為や、</p> <p>500㎡以上の開発行為については、建築審査所管部署等の関係部署と連携して、埋蔵文化財に関する所定の手続きを行っている。また、定期的に市各部局に土木工事を伴う工事計画の照会を行い、埋蔵文化財包蔵地内での工事計画を把握するシステムを今後はさらに強化していく。</p> <p>事前調査として発掘調査を指導する際、一定の要件に適合する埋蔵文化財調査については、京都市が国庫補助を受けて調査事業を実施している。</p> <p>市内の発掘において出土した遺物は、市内9ヶ所に設置された収蔵庫において保管・管理している。このうち、重要な遺物については、普及啓発のため、京都市考古資料館において展示を行っている。</p> <p>⑧ 文化財の保存・活用に係る体制と今後の方針</p> <p>京都市は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条第14号の規定により教育委員会の職務権限とされる文化財の保護に関する事務について、市長部局である文化市民局文化芸術都市推進室に文化財保護課を置き、その行政を行っている。</p> <p>ただし、指定・登録、許可権限等の根幹をなす事務については市教育委員会の処理することとなっており、その独立性を担保しながら補助執行している。</p> <p>現在、文化財保護課には職員20名を配し、このうち各分野の専門職として11名の文化財保護技師（建造物3名、記念物2名、埋蔵文化財4名、美術工芸品1名、民俗文化財1名）を置いている。なお、このうち文化財保護技師を含む建造物修理技師2名を二条城に派遣している。</p> <p>京都市文化財保護条例に基づき、京都市指定文化財等の諮問・答申機関として京都市文化財保護審議会を設置している。今回の維持向上計画についても、同審議会の指導・助言を得ながら進めていく。審議会の構成は以下のとおりである。</p> <table border="1" data-bbox="2226 1638 2849 1890"> <tr> <td>建造物・環境保全地区部会</td> <td>4名</td> </tr> <tr> <td>美術工芸品部会</td> <td>4名</td> </tr> <tr> <td>無形文化財・選定保存技術部会</td> <td>4名</td> </tr> <tr> <td>民俗文化財部会</td> <td>4名</td> </tr> <tr> <td>史跡・埋蔵文化財部会</td> <td>4名</td> </tr> <tr> <td>名勝・天然記念物部会</td> <td>4名</td> </tr> </table>	建造物・環境保全地区部会	4名	美術工芸品部会	4名	無形文化財・選定保存技術部会	4名	民俗文化財部会	4名	史跡・埋蔵文化財部会	4名	名勝・天然記念物部会	4名
建造物・環境保全地区部会	4名												
美術工芸品部会	4名												
無形文化財・選定保存技術部会	4名												
民俗文化財部会	4名												
史跡・埋蔵文化財部会	4名												
名勝・天然記念物部会	4名												

新（P6-5）	旧（P6-5）														
<p>いる。近世に属する遺跡については、京都市域の歴史において必要と認められる重要な遺跡を、段階的に追加してきており、これまでに公家町、城郭などを「周知の埋蔵文化財包蔵地」に加えている。<u>近代についても、近代京都の窯業を考える上で重要な音羽・五条坂窯跡を加えるなど</u>、今後も有識者等の意見を踏まえ、重要性の認められる<u>近世及び近代の</u>遺跡を加えていく方向である。</p> <p>京都市内において建築確認申請の必要な建築行為や、500㎡以上の開発行為については、建築審査所管部署等の関係部署と連携して、埋蔵文化財に関する所定の手続きを行っている。また、定期的に市各部署に土木工事を伴う工事計画の照会を行い、埋蔵文化財包蔵地内での工事計画を把握するシステムを今後はさらに強化していく。</p> <p>事前調査として発掘調査を指導する際、一定の要件に適合する埋蔵文化財調査については、京都市が国庫補助を受けて調査事業を実施している。</p> <p>市内の発掘において出土した遺物は、市内<u>8</u>ヶ所に設置された収蔵庫において保管・管理している。このうち、重要な遺物については、普及啓発のため、京都市考古資料館において展示を行っている。</p> <p>⑨ 文化財の保存・活用に係る体制と今後の方針</p> <p>京都市は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条第14号の規定により教育委員会の職務権限とされる文化財の保護に関する事務について、市長部局である文化市民局文化芸術都市推進室に文化財保護課を置き、その行政を行っている。</p> <p>ただし、指定・登録、許可権限等の根幹をなす事務については市教育委員会の処理することとなっており、その独立性を担保しながら補助執行している。</p> <p>現在、文化財保護課には職員<u>36</u>名を配し、このうち各分野の専門職として<u>25</u>名の文化財保護技師（建造物<u>8</u>名、記念物<u>4</u>名、埋蔵文化財<u>9</u>名、美術工芸品2名、民俗文化財<u>2</u>名）を置いている。なお、このうち文化財保護技師を含む建造物修理技師<u>5</u>名を二条城に派遣している。</p> <p>京都市文化財保護条例に基づき、京都市指定文化財等の諮問・答申機関として京都市文化財保護審議会を設置している。今回の維持向上計画についても、同審議会の指導・助言を得ながら進めていく。審議会の構成は以下のとおりである。</p> <table border="0" data-bbox="831 199 1478 493"> <tr> <td>建造物・環境保全地区部会</td> <td>4名</td> </tr> <tr> <td>美術工芸品部会</td> <td>4名</td> </tr> <tr> <td>無形文化財・選定保存技術部会</td> <td><u>3</u>名</td> </tr> <tr> <td>民俗文化財部会</td> <td>4名</td> </tr> <tr> <td>史跡・埋蔵文化財部会</td> <td>4名</td> </tr> <tr> <td>名勝・天然記念物部会</td> <td><u>3</u>名</td> </tr> <tr> <td><u>京都市の文化財保護の在り方検討部会</u></td> <td><u>7</u>名</td> </tr> </table> <p>⑩ 文化財の保存・活用に関わっている住民、NPO法人等各種団体の状況及び今後の体制整備の方針</p> <p>京都市内には、NPO法人古材文化の会、京町家再生研究会、関西木造住文化研究会、京町家倶楽部ネットワークなどの団体があり、町家をはじめとする歴史的建造物の保存活用を図る活動を行っている。こうしたNPOによる活動は、財団法人京都市景観・まちづくりセンターによってネットワーク化されている。</p>	建造物・環境保全地区部会	4名	美術工芸品部会	4名	無形文化財・選定保存技術部会	<u>3</u> 名	民俗文化財部会	4名	史跡・埋蔵文化財部会	4名	名勝・天然記念物部会	<u>3</u> 名	<u>京都市の文化財保護の在り方検討部会</u>	<u>7</u> 名	<p>⑨ 文化財の保存・活用に関わっている住民、NPO法人等各種団体の状況及び今後の体制整備の方針</p> <p>京都市内には、NPO法人古材文化の会、京町家再生研究会、関西木造住文化研究会、京町家倶楽部ネットワークなどの団体があり、町家をはじめとする歴史的建造物の保存活用を図る活動を行っている。こうしたNPOによる活動は、財団法人京都市景観・まちづくりセンターによってネットワーク化されている。</p> <p>京都市では、こうした団体との連携を模索しており、平成20年度からは、NPO法人古材文化の会と協働して、「京都市文化財マネージャー」制度を発足させた。また、市民にボランティアとして文化財保護の活動に関わっていただく「みやこ文化財愛護委員」を創設し、研修会等の育成事業を行っている。</p> <p>また、財団法人日本ナショナルトラストは、駒井家住宅（京都市指定文化財）を所有し、同建物を保存管理するとともに、建物を活用した様々な活動を行っている。この他、町家をはじめとする伝統的木造建築を手掛ける職人の団体として、京町家作事組がある。</p> <p>2 重点区域に関する事項</p> <p>(1) 文化財の保存・活用の現況と今後の具体的な計画</p> <p>京都市が所管する二条城は、多数の国指定文化財を擁し、世界遺産「古都京都の文化財」の遺産を構成しており、重点区域の核となるものである。このため、京都市では、平成18年度から22年度において、二条城の建造物の破損状況や耐震強度等の調査を実施し、修理の基本計画を策定した。平成23年度より、学識委員の指導のもと、本格的修理に着手する。この一環として、20年度において、文化財建造物の修理技師を2名増員し、維持管理及び保存修理の体制を整備している。</p> <p>二条城をはじめ重点区域内の文化財建造物の多くは伝統的な技術が用いられており、それら技術の継承を図っていくことが必要である。このため、京都市文化財建造物保存技術研修センターを拠点として、各種団体と連携することにより、檜皮葺をはじめとした屋根葺、畳製作、建具製作、漆塗り等の保存技術について職人の技能研修を行い、文化財保存技術の継承に努めていく。</p> <p>重点区域内における代表的かつシンボリックな無形文化として、祇園祭があげられる。祇園祭の保存、継承のため、国庫補助事業として山鉦などの保存、修理を行う他、京都府や関係機関とともに、祭礼の執行に対する助成を行い、その保存、継承を図っていく。</p> <p>また、祇園祭は「京都祇園祭りの山鉦行事」として平成21年（2009）9月にユネスコ（国際連合教育科学文化機関）の「無形文化遺産の保護に関する条約」に基づく無形文化遺産の登録（「人類の無形文化遺産の代表的な一覧表」に記載）が決定されたことをうけて、平成21年度には市民的な機運を高めることを目的として、「祇園祭」や無形文化遺産に関するフォーラムや講演会等を実施する【「祇園祭」世界無形文化遺産登録準備事業】（平成20年～）。</p> <p>重点区域内には多くの各種指定文化財が存在するが、これら文化財の今後の保存・活用に關しては、文化財保護法をはじめ、京都市景観計画、京都市市街地景観整備条例等の関係法令に基づいて適切に対応を図りながら、積極的に推し進めていく。</p> <p>また、平成22年度より、国庫補助事業として、「京都岡崎の文化的景観」の調査検討事業を実施し、平成27年10月7日、東山山麓から鴨川にかけての琵琶湖疎水を中心とした岡崎一帯が「京都岡崎の文化的</p>
建造物・環境保全地区部会	4名														
美術工芸品部会	4名														
無形文化財・選定保存技術部会	<u>3</u> 名														
民俗文化財部会	4名														
史跡・埋蔵文化財部会	4名														
名勝・天然記念物部会	<u>3</u> 名														
<u>京都市の文化財保護の在り方検討部会</u>	<u>7</u> 名														

新（P6-6）	旧（P6-6）
<p>2 重点区域に関する事項</p> <p>(1) 文化財の保存・活用の現況と今後の具体的な計画</p> <p>京都市が所管する二条城は、多数の国指定文化財を擁し、世界遺産「古都京都の文化財」の遺産を構成しており、重点区域の核となるものである。このため、京都市では、平成18年度から22年度において、二条城の建造物の破損状況や耐震強度等の調査を実施し、修理の基本計画を策定した。平成23年度から、学識委員の指導のもと、本格修理に着手している。</p> <p><u>また、文化財建造物の維持管理及び保存修理の体制を整備するため、文化財保護技師を増員している。</u></p> <p>二条城をはじめ重点区域内の文化財建造物の多くは伝統的な技術が用いられており、それら技術の継承を図っていくことが必要である。このため、京都市文化財建造物保存技術研修センターを拠点として、各種団体と連携することにより、檜皮葺をはじめとした屋根葺、畳製作、建具製作、漆塗り等の保存技術について職人の技能研修を行い、文化財保存技術の継承に努めていく。</p> <p>重点区域内における代表的かつシンボリックな無形の文化財として、祇園祭があげられる。祇園祭の保存・継承のため、国庫補助事業として重要有形民俗文化財である山鉾の保存・修理を行う他、京都府や関係機関とともに、重要無形民俗文化財である山鉾行事の執行に対する助成を行い、その保存・継承を図っていく。</p> <p>また、祇園祭の山鉾行事は「京都祇園祭の山鉾行事」として平成21年（2009）9月にユネスコ（国際連合教育科学文化機関）の「無形文化遺産の保護に関する条約」に基づく無形文化遺産の登録（「人類の無形文化遺産の代表的な一覧表」に記載）が決定されたことをうけて、平成21年度には市民的な機運を高めることを目的として、「祇園祭」や無形文化遺産に関するフォーラムや講演会等を実施した【「祇園祭」世界無形文化遺産登録準備事業】（平成20年～21年）。</p> <p><u>平成26年（2014）7月、49年振りに後祭（宵山・山鉾巡行）が復活し、同時に150年ぶりに大船鉾が巡行復帰を果たしたが、本市もこの祇園祭の本来の姿を取り戻す取り組みを全面的に支援した。続いて、200年近く休み山となっている鷹山の巡行復帰に向けた基本計画策定を支援したが（平成28～29年度）、今後は実施設計および製作に向けた取組を支援する。</u></p> <p>重点区域内には多くの各種指定文化財が存在するが、</p>	<p>これら文化財の今後の保存・活用に関しては、文化財保護法をはじめ、京都市景観計画、京都市市街地景観整備条例等の関係法令に基づいて適切に対応を図りながら、積極的に推し進めていく。</p> <p>また、平成22年度より、国庫補助事業として、「京都岡崎の文化的景観」の調査検討事業を実施し、平成27年10月、東山麓から鴨川にかけての琵琶湖疎水を中心とした岡崎一帯が「京都岡崎の文化的景観」として国の「重要文化的景観」に選定された。今後、岡崎の優れた風景を次の世代に継承するため、核となる文化遺産の保護を行う等、その価値を守り育てていく取り組みを行っていく。</p> <p>(2) 文化財の修理に関する具体的な計画</p> <p>重要文化財建造物等の保存・活用のための基本方策</p> <p>重点区域内には、数多くの重要文化財建造物等が存在するが、重要文化財及びその他の文化財については今後とも積極的に整備し、保存・活用を図っていく方針であるが、この事業を進めるにあたっては、文化財保護法をはじめとする関係法令を遵守するとともに、関係機関、有識者等の指導の基に、訪れた人々が、地域ごとに特色のある多様な歴史的風致を感じ取れるように心がける。</p> <p>その中でも代表的なものと、その他の重点区域で核となる重要文化財建造物等の保存・活用のための基本方策を次のとおりとする。</p> <p>●伝統的建造物群保存地区</p> <p>京都市内には4地区が重要伝統的建造物群保存地区に選定されており、このうち、産寧坂地区、祇園新橋地区、上賀茂地区の3地区が重点地域内に位置する。重要伝統的建造物群保存地区では、伝統的建造物群を維持していると認められる建造物その他の工作物を伝統的建造物に定め、伝統的建造物群と一体を成す環境を保存するために特に必要と認められるものを環境物件として定めている。</p> <p>伝統的建造物及び環境物件については、主としてその外観を維持するため復元的な修理を行う。伝統的建造物以外の建築物等については、保存計画に定められた基準に従って、周囲の伝統的建造物の特性と調和するよう修景を進めていく。その他、当地区の保存のため必要な施設及び設備並びに電線共同溝の整備や架空線整理、電柱・共用照明柱等の美装化など無電柱化等事業を推進していく。</p> <p>環境の整備を行うとともに地区の保存のため必要と認められるときは、建造物等及び環境物件の修理、修景等に要する経費の一部について、補助金交付規則により補助している。【伝統的建造物群保存事業（支援事業：国宝重要文化財等整備費補助金、文化庁）（昭和51年～）</p> <p>なお、地区内の建造物の新築等には市長の許可が必</p>
	<p>要である。</p> <p>●二条城二之丸御殿唐門他保存修理事業、二条城二之丸御殿障壁画等保存修理事業</p> <p>京都市では、平成18年度から22年度において、二条城の建造物の破損状況や耐震強度等の調査を実施し、修理の基本計画を策定した。平成23年度～25年において、唐門、築地の修理を実施する。以降、二之丸御殿等の本格的修理の実施を予定している。</p> <p>二条城には、重要文化財（美術工芸品）である二之丸御殿障壁画（954面）が残っている。これらについては、模写を行い、嵌め換え作業を順次進めている。模写作業の終了した障壁画は、城内に設置された収蔵庫に収蔵し、一般にも公開している。また、これまで実施してきた二之丸御殿の障壁画（重要文化財美術工芸品指定分）の模写及び嵌め換え作業を継続し、オリジナル作品の収蔵庫による保管管理を進めていく。</p> <p>（事業予定年度）</p> <p>＊昭和47年～平成23年 687面完了（全体の66.4%）</p> <p>平成24年～ 10面実施予定</p> <p>一方、広い城内を活用して世界遺産コンサートやライトアップ、生け花展示などのイベントが行われている。今後も、文化財の保存とのバランスを図りながら、都市中心部のイベント空間として多機能な活用を行う。</p> <p>●旧三井家下鴨別邸主屋他保存修理事業</p> <p>京都市が管理団体に指定されている重要文化財・旧三井家下鴨別邸主屋、玄閣棟、茶室について保存修理事業、防災設備事業を実施する。また、併せて庭園等の整備事業を実施する。一連の整備が完了した後に施設の一般公開を行う予定である。</p> <p>（事業予定年度）平成24年～平成28年度</p> <p>●都市公園事業【淀城跡公園】</p> <p>現在、淀城公園内に残る淀城跡の内堀及び公園整備を行い、淀地区の活性化を図る。</p> <p>事業内容は、本丸広場の整備と芝生広場の整備及び内堀の復元である。</p> <p>この淀城跡公園の再整備は、本丸の石垣や内堀等の城跡を歴史的財産として保全するとともに、公園本来の機能に加え、交流の場、観光やレクリエーション資</p>

新（P6-7）	旧（P6-7）
<p>等事業を推進していく。</p> <p>環境の整備を行うとともに地区の保存のため必要と認められるときは、建造物等及び環境物件の修理、修景等に要する経費の一部について、補助金交付規則により補助している。【伝統的建造物群保存事業（支援事業：国宝重要文化財等整備費補助金、文化庁）】（昭和51年～）</p> <p>なお、地区内の建造物の新築等には市長の許可が必要である。</p> <p>イ 二条城二之丸御殿唐門他保存修理事業、二条城二之丸御殿障壁画等保存修理事業</p> <p>二条城では、平成18年度から22年度において、二条城の建造物の破損状況や耐震強度等の調査を実施し、修理の基本計画を策定した。平成23年度から28年度において、唐門、築地、東大手門、番所の修理を実施した。以降、平成29年度から平成34年度にかけて本丸御殿の本格修理を実施し、その後二之丸御殿等の本格修理の実施を予定している。</p> <p>また、二条城には、重要文化財（美術工芸品）である二之丸御殿障壁画（954面）が残っている。これらについては、模写を行い、嵌め換え作業を順次進めている。模写作業の終了した障壁画は、城内に設置された収蔵庫で保管管理している。</p> <p>（事業予定年度）</p> <p>*昭和47年度から平成29年度 765面完了 （全体の72.1%）</p> <p>平成24年度から平成30年度 10面実施予定</p> <p>一方、二条城では、その歴史や文化などの本質的な価値を、世界中の多くの人々に知ってもらうために、公開事業（一般公開のほか、通常非公開エリアの特別公開や障壁画の原画公開など）を行っている。さらに、より多くの人々に二条城の価値を知ってもらうとともに保存管理や観覧環境の充実を図るための財源を確保することを目的に、多彩な公開事業をはじめ、市主催の文化事業やイベント、MICE活用の推進に努めている。</p> <p>ウ 旧三井家下鴨別邸主屋他保存修理事業</p> <p>京都市が管理団体に指定されている重要文化財・旧三井家下鴨別邸は、主屋、玄関棟、茶室についての保存修理と庭園等の整備を実施し、平成28年10月から一般公開している。</p> <p>（事業年度）平成24年～平成29年度</p> <p>エ 都市公園事業【淀城跡公園】</p> <p>現在、淀城公園内に残る淀城跡の内堀及び公園整備を行い、淀地区の活性化を図る。</p> <p>事業内容は、本丸広場の整備と芝生広場の整備及び内堀の復元である。</p> <p>この淀城跡公園の再整備は、本丸の石垣や内堀等の城跡を歴史的財産として保全するとともに、公園本来の機能に加え、交流の場、観光やレクリエーション資源、賑わい空間の創出等、地域に活力を生み出す機能を付加するものである。整備に当たっては、『淀城大絵図』（17世紀中頃の作成）等の古絵図を参照に関係機関や有識者の指導の基に行う。</p> <p>（事業予定年度）平成25年～平成30年</p> <p>オ 鳥彌三修理事業</p> <p>地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律に基づく修理修景補助事業として鳥彌三（国登録）の建物全体の構造補強と、併せて行う屋根・外壁等の修理について助成を行う。</p> <p>（事業年度）平成21年～平成23年</p> <p>カ 山中油店修理事業</p> <p>地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律に基づく修理修景補助事業として山中油店（国登録）の店舗の構造補強を行う。</p> <p>（事業年度）平成22年～平成23年</p> <p>キ 胡乱座修理事業</p> <p>地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律に基づく修理修景補助事業として胡乱座（国登録）主屋の大屋根の修理と、併せて行う外壁等の修理を行う。また、離れの大屋根の修理も順次行っていく。</p> <p>（事業年度）平成21年～平成23年</p> <p>ク 京都市指定登録文化財修理等助成事業</p> <p>第7章（P.7-29～P.7-30）参照</p> <p>ケ 伝統的建造物群保存事業</p> <p>第7章（P.7-30）参照</p> <p>コ 歴史的町並み再生事業</p>	<p>源、賑わい空間の創出等、地域に活力を生み出す機能を付加するものである。整備に当たっては、『淀城大絵図』（17世紀中頃の作成）等の古絵図を参照に関係機関や有識者の指導の基に行う。</p> <p>（事業予定年度）平成25年～平成30年</p> <p>●鳥彌三修理事業</p> <p>地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律に基づく修理修景補助事業として鳥彌三（国登録）の建物全体の構造補強と、併せて行う屋根・外壁等の修理について助成を行う。</p> <p>（事業予定年度）平成21年～平成23年</p> <p>●山中油店修理事業</p> <p>地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律に基づく修理修景補助事業として山中油店（国登録）の店舗の構造補強を行う。</p> <p>（事業予定年度）平成22年～平成23年</p> <p>●胡乱座修理事業</p> <p>地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律に基づく修理修景補助事業として胡乱座（国登録）主屋の大屋根の修理と、併せて行う外壁等の修理を行う。また、離れの大屋根の修理も順次行っていく。</p> <p>（事業予定年度）平成21年～平成23年</p> <p>●京都市指定登録文化財修理等助成事業</p> <p>第7章（P.7-29～P.7-30）参照</p> <p>●伝統的建造物群保存事業</p> <p>第7章（P.7-30）参照</p> <p>●歴史的町並み再生事業</p> <p>第7章（P.7-30～P.7-42）参照</p> <p>(3) 文化財の保存・活用を行うための施設に関する具体的な計画</p> <p>●文化財展示施設</p> <p>文化財の展示施設として、京都市考古資料館がある。同館は、京都市内の遺跡から発掘された埋蔵文化財資料のうち、特に重要なものを展示するため、昭和54年に開設された施設である。常設展示とともに、特別展示（年1回）と、重要な発掘成果が得られた際に速報展を行っている。この他、京都市では、埋蔵文化財の収蔵庫を市内9箇所^{みずたれ}に設置している。このうち、平成20年に設置した淀水垂収蔵庫には、資料の閲覧スペース等が設けられており、普及啓発事業にも活用する予定である。</p> <p>また、京都市学校歴史博物館では、京都市内の旧番組小学校に伝わる歴史資料、学区出身の芸術家から寄贈された美術工芸品を収蔵し、常設展・企画展によって一般に公開している。同施設には、明治初期の番組小学校遺構である旧成徳小学校玄関車寄（国登録文化財）が移築されている。</p> <p>●文化財建造物の一般公開及び展示施設への活用</p> <p>建造物や遺跡・名勝地などの文化財保存・活用施設としては、二条城、旧武徳殿[重要文化財]、無鄰庵[国指定名勝]、旧柳原銀行[京都市登録文化財]、京都芸術センター（旧京都市立明倫小学校）[国登録文化財]、京都国際マンガミュージアム（旧京都市立龍池小学校）[国登録文化財]がある。</p> <p>また、平安京造酒司倉庫跡（京都市指定史跡）では、遺構明示の整備を行っている。</p> <p>●文化財についての説明板の設置</p> <p>京都市では、これまで京都市文化財保護条例による指定・登録等文化財等について、説明板を設置している。京都市内において約200ヶ所が整備されており、そのうち約70ヶ所が重点区域内にあたる。今後も新規の指定・登録等物件について引き続き整備していく方針である。</p> <p>また、指定・登録文化財以外の歴史的建造物や記念物については、文化財の理解に加え観光振興の観点からも、説明板を設置している。</p> <p>その他、歩行者の回遊性と利便性を向上させるため、後述の第7章に記載している『観光案内標識の充実整備』を行うなど、文化財や歴史的資源への理解につなげる整備を図る。</p> <p>(4) 文化財の周辺環境の保全に関する具体的な計画</p> <p>重点区域の核の一つである二条城は、城内が史跡、特別名勝等に指定されており、文化財保護法に基づき現状変更が厳しく制限されている。このため、国宝・重要文化財建造物の周辺は、良好な環境が保たれている。また、これまでの景観政策を転換し、規制強化を含む総合的な景観政策として、地域の特性を踏まえた</p>

新（P6-8）	旧（P6-8）
<p>第7章（P.7-30～P.7-42）参照</p> <p>(3) 文化遺産を維持・継承・活用するための京都市独自制度に関する具体的な計画</p> <p>ア “京都を彩る建物や庭園”制度</p> <p>平成30年に修理補助金制度を創設し、維持・継承の<u>確実性を高めるとともに、活用を推進することで多くの人が建物等に触れる機会を創出し、建物等の保護に対する理解を深めることを目的として補助金を交付している。</u></p> <p>イ “京都をつなぐ無形文化遺産”制度</p> <p>これまで、「京の食文化」、「京・花街の文化」、「京の地蔵盆」、「京のきもの文化」、「京の菓子文化」、「京の年中行事」を選定するとともに、<u>市民への普及啓発を実施してきた。</u></p> <p>今後も継続して、「京の食文化」料理教室や「きものを知る」連続講座などの普及啓発事業を実施するとともに、<u>文化庁とも連携しながら、地域の生活文化の振興を図る。</u></p> <p>ウ “まち・ひと・こころが織り成す京都遺産”制度</p> <p>これまで、「北野・西陣でつづられ広がる伝統文化」、「山紫水明の千年の都で育まれた庭園文化」、「世代を越えて受け継がれる火の信仰と祭り」、「明治の近代化への歩み」、「千年の都の水の文化」、「京町家とその暮らしの文化」を認定するとともに、<u>市民等への普及啓発を実施してきた。</u></p> <p>今後とも、<u>新たな認定に向けて審査会で審議を進めるとともに、スマートフォンアプリ等による情報発信を通じて、文化遺産への理解促進と普及啓発を図る。</u></p> <p>また、<u>観光、地域活性化、公共交通の利用促進、健康増進等、多様な部署と連携した施策を展開していく。</u></p> <p>(4) 文化財の保存・活用を行うための施設に関する具体的な計画</p> <p>ア 文化財の収蔵・展示施設</p> <p>昭和43年に、<u>重要有形民俗文化財の収蔵施設として、国庫補助を受けて京都市が建設した山鉾館は、近代以降の混乱によって町内で共有の蔵を失ってしまった山鉾10基を収蔵している。毎年、定期的に消防設備点検や、山鉾町の人たちと共同で敷地内清掃作業を実施している。平成29年度には、祇園祭山鉾連合会と連携し、</u></p> <p><u>自火報の設備更改及び機械警備の導入をした。</u></p> <p>文化財の展示施設として、京都市考古資料館がある。同館は、京都市内の遺跡から発掘された埋蔵文化財資料のうち、特に重要なものを展示するため、昭和54年に開設された施設である。常設展示とともに、特別展示（年2回）と、重要な発掘成果が得られた際に速報展や企画展示を行っている。この他、京都市では、埋蔵文化財の収蔵庫を市内8箇所^{みずたれ}に設けている。このうち、平成20年に設置した淀水垂収蔵庫には、資料の閲覧スペース等^を設け、普及啓発事業に活用している。</p> <p>昭和57年に開館した京都市歴史資料館では、<u>京都市が所有する古文書や歴史資料の展示を定期的に行っている。</u></p> <p>また、京都市学校歴史博物館では、京都市内の旧番組小学校に伝わる歴史資料、学区出身の芸術家から寄贈された美術工芸品を収蔵し、常設展・企画展によって一般に公開している。同施設には、明治初期の番組小学校遺構である旧成徳小学校玄関車寄（国登録文化財）が移築されている。</p> <p>イ 文化財建造物の一般公開及び展示施設への活用</p> <p>建造物や遺跡・名勝地などの文化財保存・活用施設としては、二条城、旧武徳殿[重要文化財]、無鄰庵[国指定名勝]、<u>岩倉具視幽棲旧宅 [国指定史跡]、旧三井家下鴨別邸 [国指定重要文化財（建造物）]、</u>旧柳原銀行[京都市登録文化財]、京都芸術センター（旧京都市立明倫小学校）[国登録文化財]、京都国際マンガミュージアム（旧京都市立龍池小学校）[国登録文化財]がある。</p> <p>また、<u>平安宮跡豊楽院跡、平安宮跡内裏跡、御土居跡 [いずれも国指定史跡] や、平安宮造酒司倉庫跡（京都市指定史跡）</u>では、<u>遺構明示の整備を行っている。</u>また、平成28年度からは、<u>山科本願寺跡や乙訓古墳群 [いずれも国指定史跡]</u>の公有化及び仮整備事業を展開している。</p> <p>ウ 文化財の説明板</p> <p><u>歩行者の回遊性と利便性を向上させるため、後述の第7章に記載している『観光案内標識の充実整備』のほか、京都市文化財保護条例による指定・登録等文化財等については、文化財保護に対する市民の理解を深めることを目的として、文化財説明板を設置している。文化財説明板は日本語表記のみであることから、近年</u></p>	<p>建築物の高さ規制やデザイン規制、眺望景観の保全、屋外広告物対策、歴史的建造物の保全を柱とした新景観政策を平成19年9月から実施している。こうした景観政策によって、文化財の周辺地区における歴史的景観の保全、デザインの規制・誘導、眺望の維持などを図っていく。</p> <p>ア 景観の保全・再生施策の推進</p> <p>平成19年9月から実施している新景観政策に基づき、地域の特性を踏まえた建築物の高さ規制やデザイン規制、眺望景観の保全、屋外広告物対策、歴史的建造物の保全を着実に推進し、歴史的風致の維持向上を図る。</p> <p>イ 公共施設整備による周辺環境の整備</p> <p>歴史的風致を形成する重要な要素である道路や公園などの環境整備を図る。具体的には、道路の無電柱化や美装化に取り組み、町並みと道路空間が一体となった歴史的空間の環境整備を図る。</p> <p>ウ 周辺の町並みと調和する防災機能の向上</p> <p>歴史資産と周辺の町並みを一体的に守るため、地域の自主防災活動の充実、歴史的な町並みの保全・再生、そして防災機能の向上を図り、地域住民とともに防災まちづくりを推進する。</p> <p>また、重点地区内に位置する世界遺産の構成要素を中心とした文化財について、先に述べた新景観政策における規制によって、その周辺環境の保全を図っていく。こうした景観行政と文化財保護行政の連携を積極的に推進し、文化財の周辺環境の保全に努める。</p> <p>(5) 文化財の防災に関する具体的な計画</p> <p>●ソフト面における防災体制の整備</p> <p>京都市は、伝統的な木造建築物が密集する中に文化財が存在するという都市特性から、これまで、大規模火災に伴う文化財の焼失が危惧されてきた。このため、数多くの貴重な文化財が点在する京都市域を火災等の災害から守るため、消防体制の整備に力を入れ、昭和31年から他都市には例のない、全家庭への防火訪問を実施し、昭和32年には全国に先駆けて、文化財が所在する区域における喫煙・たき火等の制限及び制限制札の掲出を制度化するとともに京都市独自の</p> <p>文化財防火運動を展開してきた。昭和48年には全国唯一の「文化財係」を消防本部に設置し、文化財への指導体制の強化を図っている。</p> <p>また、「京都市地域防災計画」を策定し、災害時及び震災時における、文化財についての応急対策のマニュアルを作成している。同計画に基づき災害時における文化財防災体制を整えている。</p> <p>さらに、京都市消防局では、文化財所有者と地域住民が協力を行う体制を確立する「文化財市民レスキュー体制」の整備を進めている。現在、市内236ヶ所（平成23年2月）において体制が構築され、こうした体制に対して、育成指導を行い、自主的活動の促進を図っている。</p> <p>●ハード面における防災体制の整備</p> <p>文化財の災害を予防するための防災設備等の整備については、国宝・重要文化財への防災設備の設置が、文化庁の国庫補助事業として進められている。京都市の文化財保護条例による市指定文化財については、助成制度により、防災設備の設置を積極的に進めている。</p> <p>また、京都市では、多数の国宝・重要文化財や、伝統的建造物群が存在する東山区清水地区の防災事業として「文化財とその周辺を守る防災水利整備事業」（平成18～22年度）を実施中であり、大規模貯水槽や配水管の設置事業を進めている。</p> <p>本事業は、歴史的風致の核となる文化財と歴史的風致の重要な構成要素である歴史的な町並みの残るその周辺地域を火災から面的かつ広域的に守ることが可能となり、文化財や歴史的な町並みを活かしたまちづくりの推進につながる。</p> <p>(6) 文化財の保存及び活用の普及・啓発に関する具体的な計画</p> <p>ソフト事業においても、人材育成・技術研修など行い、未指定・未登録文化財を含めた歴史的な資産の保存・活用を推進する。</p> <p>日本独自の伝統文化の継承を図るため、学校教育や生涯学習などを通じて、広く市民に伝統産業に親しんでもらう取組や伝統産業の魅力を伝えるため、観光事業等と連携を図り、市民や観光客が伝統産業に触れる機会を作るとともに、全国に向けた効果的な情報発信に取り組む。さらに、伝統産業が持つ高度な技術や貴重な技法を次の世代へ継承するための取組、後継者の</p>

新（P6-9）	旧（P6-9）
<p><u>の外国人観光客の増加に伴い、平成29年度から多言語化を進めている。</u></p> <p>⑤ 文化財の周辺環境の保全に関する具体的な計画</p> <p>重点区域の核の一つである二条城は、城内が史跡、特別名勝等に指定されており、文化財保護法に基づき現状変更が厳しく制限されている。このため、国宝・重要文化財建造物の周辺は、良好な環境が保たれている。また、これまでの景観政策を転換し、規制強化を含む総合的な景観政策として、地域の特性を踏まえた建築物の高さ規制やデザイン規制、眺望景観の保全、屋外広告物対策、歴史的建造物の保全を柱とした新景観政策を平成19年9月から実施している。こうした景観政策によって、文化財の周辺地区における歴史的景観の保全、デザインの規制・誘導、眺望の維持などを図っていく。</p> <p>ア 景観の保全・再生施策の推進</p> <p>平成19年9月から実施している新景観政策に基づき、地域の特性を踏まえた建築物の高さ規制やデザイン規制、眺望景観の保全、屋外広告物対策、歴史的建造物の保全を着実に推進し、歴史的風致の維持向上を図る。</p> <p>イ 公共施設整備による周辺環境の整備</p> <p>歴史的風致を形成する重要な要素である道路や公園などの環境整備を図る。具体的には、道路の無電柱化や美化に取り組み、町並みと道路空間が一体となった歴史的空間の環境整備を図る。</p> <p>ウ 周辺の町並みと調和する防災機能の向上</p> <p>歴史資産と周辺の町並みを一体的に守るため、地域の自主防災活動の充実、歴史的な町並みの保全・再生、そして防災機能の向上を図り、地域住民とともに防災まちづくりを推進する。</p> <p>また、重点地区内に位置する世界遺産の構成要素を中心とした文化財について、先に述べた新景観政策における規制によって、その周辺環境の保全を図っていく。こうした景観行政と文化財保護行政の連携を積極的に推進し、文化財の周辺環境の保全に努める。</p> <p>⑥ 文化財の防災に関する具体的な計画</p> <p>ア ソフト面における防災体制の整備</p> <p>京都市は、伝統的な木造建築物が密集する中に文化財が存在するという都市特性から、これまでも、大規模火災に伴う文化財の焼失が危惧されてきた。このため、数多くの貴重な文化財が点在する京都市域を火災等の災害から守るため、消防体制の整備に力を入れ、昭和31年から他都市には例のない、全家庭への防火訪問を実施し、昭和32年には全国に先駆けて、文化財が所在する区域における喫煙・たき火等の制限及び制限札の掲出を制度化するとともに京都市独自の文化財防火運動を展開してきた。昭和48年には全国唯一の「文化財係」を消防本部に設置し、文化財への指導体制の強化を図っている。</p> <p>イ ハード面における防災体制の整備</p> <p>多数の国宝・重要文化財や、伝統的建造物群が存在する東山区清水地区の防災事業として「文化財とその周辺を守る防災水利整備事業」（平成18～22年度）<u>を実施、大規模貯水槽や配水管設置した。</u></p> <p>本事業によって、歴史的風致の核となる文化財と歴史的風致の重要な構成要素である歴史的な町並みの残るその周辺地域を火災から面的かつ広域的に守ることが可能となり、文化財や歴史的な町並みを活かしたまちづくりの推進につながる。</p> <p>⑦ 文化財の保存及び活用の普及・啓発に関する具体的な計画</p> <p>ソフト事業においても、人材育成・技術研修など行い、未指定・未登録文化財を含めた歴史的な資産の保存・活用を推進する。</p> <p>日本独自の伝統文化の継承を図るため、学校教育や生涯学習などを通じて、広く市民に伝統産業に親んでもらう取組や伝統産業の魅力を伝えるため、観光事業等と連携を図り、市民や観光客が伝統産業に触れる機会を作るとともに、全国に向けた効果的な情報発信に取り組む。さらに、伝統産業が持つ高度な技術や貴重な技法を次の世代へ継承するための取組、後継者の育成のための取組、伝統産業の活性化を推進するための拠点となる施設の機能の充実を図る。また、伝統産業のほか、京野菜、北山丸太を産する農林業などの産業の振興施策を図っていく。また、文化財の保存・活用を市民が支える体制を整えるためには、伝統文化や</p>	<p>育成のための取組、伝統産業の活性化を推進するための拠点となる施設の機能の充実を図る。また、伝統産業のほか、京野菜、北山丸太を産する農林業などの産業の振興施策を図っていく。また、文化財の保存・活用を市民が支える体制を整えるためには、伝統文化や伝統産業の魅力を広く伝え、その継承を図っていくことが重要である。このため、学校教育や生涯教育などによって、市民に伝統文化や伝統産業に親んでもらう取組を進めていく。</p> <p>文化財の保存・活用においては、地域のまちづくり活動、市民団体、NPO法人との連携を図るため、文化財の市民への周知や、文化財への愛護意識を高めることが重要であると考えられる。このため、現在実施している以下のような普及啓発活動もさらに充実させていく。</p> <p>ア 「京都市の文化財展」開催</p> <p>京都市歴史資料館において、隔年で、新指定・登録文化財を紹介する展示を実施している。</p> <p>イ 出版物の発行</p> <p>京都市文化財保護課における文化財調査の成果や、新指定・登録文化財を紹介する冊子（有償）を、毎年発行している。</p> <p>ウ 講座・講演会、ウォークラリーの開催</p> <p>京都市考古資料館における「文化財講座」を定期的に開催している。また、文化財保護課職員が、大学集中講義、京都市の生涯学習施設の講座などを担当し、市民や学生への文化財保護の普及啓発を行っている。この他、文化財を結ぶウォークラリーや記念イベント等を随時実施している。京都の文化財を全国に向けて普及啓発する試みとしては、首都圏在住者を対象に東京及び京都で講演会と現地見学会を開催している。</p> <p>エ 京都市文化財マネージャー制度</p> <p>歴史の深い重層性を有し、戦災を受けなかった京都には、多数の神社仏閣や都心部等に約3万件存在するとも言われる町家をはじめ、近代洋風建築、近代和風建築、近代化遺産など、膨大な歴史的建造物が現存している。これらの建造物を調査し、文化財等の制度によって保存、活用を図るためには、多くの人材が必要であるが、そうした専門性を有した人</p> <p>材は不足している。このため、京都市では、平成20年度から文化財マネージャー制度を創設し、未指定・未登録文化財を含めた広義の文化財について、調査や保存、活用に携わることのできる民間の人材を、育成する事業を行っている。</p> <p>平成20年、京都市文化財保護課、NPO 法人古材文化の会、財団法人京都市景観・まちづくりセンターの3者により京都市文化財マネージャー育成実行委員会を設立した。建築士をはじめとした建築的素養を有する民間の人材を対象とし、年1回、京都市文化財マネージャー育成講座（66時間）を開催している。講座修了生のうち、希望する者を、京都市が京都市文化財マネージャーに登録している。（平成25年9月末現在で218名を登録済である。）</p> <p>今後、狭義の文化財にとどまらない景観形成やまちづくりの資源となる文化財的建造物の調査、保存・活用のための活動に、文化財マネージャーを活用する予定である。また、文化財マネージャーが、自身の活動において文化財に関する知識を活かすことによって、歴史的建造物の修理・改修等の質が向上し、総体として文化財保護に資することが期待される。</p> <p>オ みやこ文化財愛護委員</p> <p>より多くの市民が文化財を身近なものとして親しみ、文化財保護に対する理解と認識を深めることを目的として、平成20年度よりみやこ文化財愛護委員制度を実施している。文化財愛護への熱意を持つ市民を募集し、各種文化財の講座を開催する（目標育成人数50名/年）。修了者には文化財の保存・活用事業に参画してもらうことを期待している。</p> <p>カ 文化財建造物保存技術普及啓発事業</p> <p>平成13年に文化庁が創設した「ふるさと文化財の森構想」事業の助成を受け、京都市は平成15年度に京都市文化財建造物保存技術研修センターを設置した。日本の伝統的建造物には屋根材に植物材料（<small>ひわだぶき こけらぶき かやぶき</small> 檜皮茸、柿茸、茅茸）の建築が数多いが、近年、<small>もとかわし</small> 檜林・茅場等の減少や職人の後継者不足によって、材料となる檜皮や茅などの供給が不足している。同センターは、材料の安定供給を図ることを目的として、<small>もとかわし</small> 原皮師（檜の皮を剥ぐ職人）をはじめとする職人の育成や、<small>もとかわし</small> 檜皮茸、柿茸、茅茸に関する普及啓発を行うための施設として建設された。</p>

新 (P6-10)

伝統産業の魅力を広く伝え、その継承を図っていくことが重要である。このため、学校教育や生涯教育などによって、市民に伝統文化や伝統産業に親しんでもらう取組みを進めていく。

文化財の保存・活用においては、地域のまちづくり活動、市民団体、NPO法人との連携を図るため、文化財の市民への周知や、文化財への愛護意識を高めることが重要であると考えられる。このため、現在実施している以下のような普及啓発活動もさらに充実させていく。

ア 「京都市の文化財展」開催

京都市歴史資料館において、隔年で、新指定・登録文化財を紹介する展示を実施している。

イ 出版物の発行

京都市文化財保護課における文化財調査の成果や、新指定・登録文化財を紹介する冊子『京都市文化財ボックス』(有償)を、毎年発行している。さらに文化財指定に係る基礎調査等を公開することを目的に平成29年度から『研究紀要』を創刊し、Web上で公開している。

ウ 講座・講演会、ウォークラリーの開催

京都市考古資料館における「文化財講座」を定期的で開催している。また、文化財保護課職員が、大学集中講義、京都市の生涯学習施設の講座などを担当し、市民や学生への文化財保護の普及啓発を行っている。この他、平成27年度からは、区役所と連携して将来を担う小学生を対象に「子ども達への普及事業」として発掘体験や、勾玉づくりを行っている。文化財を結ぶウォークラリーや記念イベント等を随時実施している。京都の文化財を全国に向けて普及啓発する試みとしては、首都圏在住者を対象に東京及び京都で講演会と現地見学会を開催している。

エ 京都市文化財マネージャー制度

歴史の深い重層性を有し、戦災を受けなかった京都には、多数の神社仏閣や都心部等に約4万件存在するとも言われる町家をはじめ、近代洋風建築、近代和風建築、近代化遺産など、膨大な歴史的建造物が現存している。これらの建造物を調査し、文化財等の制度によって保存、活用を図るためには、多くの人材が必要であるが、そうした専門性を有した人

材は不足している。このため、京都市では、平成20年度から文化財マネージャー制度を創設し、未指定・未登録文化財を含めた広義の文化財について、調査や保存、活用に携わることのできる民間の人材を、育成する事業を行っている。

平成20年、京都市文化財保護課、NPO法人古材文化の会、財団法人京都市景観・まちづくりセンターの3者により京都市文化財マネージャー育成実行委員会を設立した。建築士をはじめとした建築的素養を有する民間の人材を対象とし、年1回、京都市文化財マネージャー育成講座(66時間)を開催している。講座修了生のうち、希望する者を、京都市が京都市文化財マネージャーに登録している。(平成30年9月末現在で241名を登録。)

今後、狭義の文化財にとどまらない景観形成やまちづくりの資源となる文化財的建造物の調査、保存・活用のための活動に、文化財マネージャーを活用する予定である。また、文化財マネージャーが、自身の活動において文化財に関する知識を活かすことによって、歴史的建造物の修理・改修等の質が向上し、総体として文化財保護に資することが期待される。

オ みやこ文化財愛護委員

市民にボランティアとして文化財保護の活動に関わっていただくことを目的として、平成20年度よりみやこ文化財愛護委員制度を実施している。(平成30年9月末現在で397名を育成。)文化財愛護への熱意を持つ市民を募集し、各種文化財の講座を開催。修了者には文化財の保存・活用事業に参画してもらうことを期待している。

カ 文化財建造物保存技術普及啓発事業

平成13年に文化庁が創設した「ふるさと文化財の森」整備構想事業の助成を受け、京都市は平成15年度に京都市文化財建造物保存技術研修センターを設置した。

日本の伝統的建造物には屋根材に植物材料(檜皮葺、柿葺、茅葺)の建築が数多いが、近年、檜林・茅場等の減少や職人の後継者不足によって、材料となる檜皮や茅などの供給が不足している。同センターは、材料の安定供給を図ることを目的として、原皮師(檜の皮を剥ぐ職人)をはじめとする職人の育成や、檜皮葺、柿葺、茅葺に関する普及啓発

旧 (P6-10)

京都市では、同センターを活用して、(社)全国社寺等屋根工事技術保存会との連携によって、「ふるさと文化財の森システム推進事業」として、檜皮等の採取加工の実演や、文化財の見学会などの普及啓発事業を実施している。また、全国社寺等屋根工事技術保存会による原皮師などの職人の育成のための伝承者養成事業【文化財保存技術保存事業(国庫補助:文化庁)】(平成16年度~)の拠点ともなっている。



写真6-1 京都市文化財保存技術研修センター

キ 「文化財保護に関するよろず相談」の実施

指定・未指定を問わず文化財の所有者を対象に、文化財に係る修理や保存方法、助成制度や融資制度等に関するあらゆる相談を受ける相談会を毎年9月に実施している。同事業は、(財)京都文化財団が主管し、京都府文化財保護課、京都市文化財保護課、京都市消防局予防部、(財)京都市文化観光資源保護財団、古文化保存協会が参加して実施されている。

(7) 埋蔵文化財の取扱に関する具体的な計画

●「周知の埋蔵文化財包蔵地内における取扱い要綱」の改訂

平成12年3月に作成された「周知の埋蔵文化財包蔵地内における取扱い要綱」を、平成16年1月及び平成19年4月に改訂した。「周知の埋蔵文化財包蔵地」のうち、全ての土木工事に届出が必要となる、「重要遺跡」を4ヶ所から23ヶ所に増やし、規制を充実した点が主な改訂点である。このうち重点区域内では、西寺跡、羅城門跡、教王護国寺跡が、新たに加えられた重要遺跡に該当する。この「重要遺跡」は、今後の調査により増加していくことが見込まれている。

また、発掘事業の実施中に、重要と認められる埋蔵

文化財遺構が出土した場合には、関係機関と協議の上、可能な限り遺構の破壊回避措置が図られるよう努めていく。

●「京都市遺跡地図台帳」の改訂

「京都市遺跡地図台帳」は昭和47年度に作成され、以降、改訂を重ねてきたが、平成19年(2007)3月には、さらに改訂を加え新規の遺跡29件を加え、「周知の埋蔵文化財包蔵地」を充実させた。

京都市では、現在、近世に属する遺跡として公家町、城郭跡等を「周知の埋蔵文化財包蔵地」に含めている。今後、公共工事等においては、近世の遺跡のうち、町家の変遷を考古学的に検証する上で重要な遺跡などについて、対象として含めることを検討している。

(8) 文化財の保存・活用に関わっている住民、NPO法人等各種団体の状況及び今後の体制整備の具体的な計画

本市においては、文化財の保護及びその指導、市所有管理文化財の維持管理などの実務について、文化市民局文化芸術都市推進室文化財保護課で行っている。町並み保全や重要伝統的建造物群保存地区を所管する都市計画局とは、これまでも未指定文化財の発掘、登録、景観重要建造物の指定など、緊密に情報交換を行い推進しているところである。

●文化財の保存・活用に関わっている各種団体

文化財の保存・活用に関わっている主なNPO法人等各種団体として、下記の団体がある。

ア 公益財団法人京都市埋蔵文化財研究所

埋蔵文化財の調査、研究、保護を目的として、京都市の出えんにより昭和51年(1976)に設立された。埋蔵文化財の発掘調査・保存、研究及び出版物の刊行などを主な事業としている。また、埋蔵文化財についての市民講座、現地説明会などを実施し、一般への普及啓発にも努めている。

イ 公益財団法人京都市文化観光資源保護財団

京都の文化財、観光資源の保護を願う財界、文化人など各界有志の賛同を得て、昭和44年12月1日に設立した財団法人京都市文化観光資源保護財団がある。

この団体は、京都市の出えん金によって設立したが、日本人の心のふるさととしての京都の文化観光

新 (P6-11)

を行うための施設として建設された。

京都市では、同センターを活用して、(公社) 全国社寺等屋根工事技術保存会との連携によって、「ふるさと文化財の森システム推進事業」として、檜皮等の採取加工の実演や、文化財の見学会などの普及啓発事業を実施している。また、全国社寺等屋根工事技術保存会による原皮師などの職人の育成のための伝承者養成事業【文化財保存技術保存事業(国庫補助:文化庁)】(平成16年度～)の拠点ともなっている。



写真 6-1 京都市文化財保存技術研修センター

キ 「文化財保護に関するよろず相談」の実施

指定・未指定を問わず文化財の所有者を対象に、文化財に係る修理や保存方法、助成制度や融資制度等に関するあらゆる相談を受ける相談会を毎年9月に実施している。同事業は、(公財) 京都文化財団が主管し、京都府文化財保護課、京都市文化財保護課、京都市消防局予防部、(公財) 京都市文化観光資源保護財団、(公財) 京都古文化保存協会が参加して実施されている。

⑧ 埋蔵文化財の取扱いに関する具体的な計画

ア 「周知の埋蔵文化財包蔵地内における取扱い要綱」の改訂

平成12年3月に作成された「周知の埋蔵文化財包蔵地内における取扱い要綱」を、平成16年1月及び平成19年4月に改訂した。「周知の埋蔵文化財包蔵地」のうち、全ての土木工事に届出が必要となる、「重要遺跡」を4ヶ所から23ヶ所に増やし、規制を充実した点が主な改訂点である。このうち重点区域内では、西寺跡、羅城門跡、教王護国寺跡が、新たに加えられた重要遺跡に該当する。この「重要遺跡」は、今後の調査により増加していくことが見込まれている。平成31年度には12年ぶりの大規模改訂を予定しており、「重要遺跡」数の増加が見込まれるとともに、発

掘調査成果の著しい「平安京跡」や「伏見城跡」の重要度について大幅な見直しを行う予定である。

また、発掘事業の実施中に、重要と認められる埋蔵文化財遺構が出土した場合には、関係機関と協議の上、可能な限り遺構の破壊回避措置が図られるよう努めていく。

イ 「京都市遺跡地図台帳」の改訂

「京都市遺跡地図台帳」は昭和47年度に作成され、以降、改訂を重ねてきたが、平成19年(2007)と平成26年の大規模改訂により、現在遺跡数は817件に達しており、「周知の埋蔵文化財包蔵地」を充実させている。

京都市では、現在、近世に属する遺跡として公家町、城郭跡等、近代に属する遺跡として音羽・五条坂窯跡などを「周知の埋蔵文化財包蔵地」に含めている。今後、公共工事等においては、近世の遺跡のうち、町家の変遷を考古学的に検証する上で重要な遺跡などについて、対象として含めることを検討している。

⑨ 文化財の保存・活用に関わっている住民、NPO法人等各種団体の状況及び今後の体制整備の具体的な計画

本市においては、文化財の保護及びその指導、市所有管理文化財の維持管理などの実務について、文化市民局文化芸術都市推進室文化財保護課で行っている。町並み保全や重要伝統的建造物群保存地区を所管する都市計画局とは、これまでも未指定文化財の発掘、登録、景観重要建造物の指定など、緊密に情報交換を行い推進しているところである。

ア 文化財の保存・活用に関わっている各種団体

文化財の保存・活用に関わっている主なNPO法人等各種団体として、下記の団体がある。

●公益財団法人京都市埋蔵文化財研究所

埋蔵文化財の調査、研究、保護を目的として、京都市の出えんにより昭和51年(1976)に設立された。埋蔵文化財の発掘調査・保存、研究及び出版物の刊行などを主な事業としている。また、埋蔵文化財についての市民講座、現地説明会などを実施し、一般への普及啓発にも努めている。

また、京都市管理史跡等の保存管理業務を受託している。

旧 (P6-11)

資源を守り、後世に引き継ぐため市民・国民各層から浄財を集め、これを京都市文化観光資源保護基金に積み立て、その運用果実によって文化観光資源の保護とその活用、豊かな文化の創造に寄与する下記事業を実施している。

○文化観光資源等に対する助成

- ・文化財所有者、管理者の行う文化観光資源(建造物・美術工芸品・庭園等)の保存修理、防災施設等の保護事業
- ・文化観光資源を取り巻く自然環境の保全とその整備

○伝統行事、芸能の保存及び執行に対する助成

- ・葵祭、祇園祭、時代祭、京都五山送り火の四大大行事
- ・上記以外の伝統行事、伝統芸能の保存執行

○文化観光資源の管理・京都市管理史跡等の保存管理業務の受託

○文化観光資源に関する調査研究事業

- ・伝統行事芸能の実態調査及び写真記録
- ・助成対象文化財等の調査・資料の収集、国(文化庁)による文化的景観モデル事業(北山杉の林業景観の保存・活用事業調査)の受託

○文化観光資源保護思想の啓発普及事業

- ・印刷物の発行、文化財特別公開や京の郷土芸能まつり等の文化観光資源公開事業の実施
- ・伝統行事芸能功労者並びに文化観光資源保護協力者に対する表彰など

ウ 公益財団法人京都市景観・まちづくりセンター

行政、住民、企業の連携を図り、京都らしい景観の保全・創造を図ることを目的として、平成9年(1997)に京都市の出えんによって設立された。地域におけるまちづくり活動の支援、町家など歴史的建造物の所有者への窓口相談事業などを行っている。継続して、京町家の分布及びヒアリング調査を実施している。平成17年には京町家まちづくりファンダを設立し、基金財源により、町家改修への助成事業を実施している。景観法に基づく景観整備機構にもなっており、景観行政、文化財保護行政とも連携して事業を進めている。

エ NPO法人古材文化の会

NPO法人古材文化の会は、平成6年に設立され、京都を中心として歴史的建造物の調査、保存・活用、古材の再利用などの活動を行ってきた。平成17年(2005)からは、「伝統建築保存・活用マネー

ジャー養成講座」を実施し、歴史的建造物に携わる人材の育成を図ってきた。こうした実績に鑑み、京都市では、平成20年度よりNPO法人古材文化の会、財団法人京都市景観・まちづくりセンターとの3者で京都市文化財マネージャー(建造物)育成実行委員会を設立し、京都市文化財マネージャー(建造物)育成講座、上級講座を実施し、歴史的建造物の調査、保存・活用に携わることのできる人材の育成を行っている。

オ 公益財団法人日本ナショナルトラスト

昭和43年に設立された。駒井家住宅(京都市指定文化財)を所有しており、その保存を図るとともに、一般公開や文化的行事の開催など、保存・活用事業を実施している。

●関係機関・団体との体制整備

文化財の防災対策として、昭和37年7月に壬生寺、9月に妙心寺が相次いで火災にあったことを契機として、京都市消防局が京都の文化財保護に関わる機関等に結成を呼びかけ、同年10月に「京都文化財防災対策連絡会」を発足した。現在では京都府教育庁指導部文化財保護課、京都府警察本部生活安全企画課、京都市消防局予防部文化財担当、京都市文化市民局文化芸術都市推進室文化財保護課、京都市都市計画局都市景観部景観政策課など文化財・まちづくり・消防・警察関係局と文化財関連団体によって構成され、年間4回の会合を開催し、文化財防災に関する情報交換を行っている。また、災害時の連絡網を作成し、緊急対応の体制を整えている。

●公益財団法人京都市文化観光資源保護財団

京都の文化財、観光資源の保護を願う財界、文化人など各界有志の賛同を得て、京都市の出えん金によって昭和44年12月1日に設立された。

日本人の心のふるさととしての京都の文化観光資源を守り、後世に引き継ぐため市民・国民各層から浄財を集め、これを京都市文化観光資源保護基金に積み立て、その運用収入によって文化観光資源の保護とその活用、豊かな文化の創造に寄与する下記事業を実施している。

○文化観光資源等に対する助成

- ・文化財所有者、管理者の行う文化観光資源（建造物・美術工芸品・庭園等）の保存修理、防災施設等の保護事業
- ・文化観光資源を取り巻く自然環境の保全とその整備

○伝統行事、芸能の保存及び執行に対する助成

- ・葵祭、祇園祭、時代祭、京都五山送り火の四大行事
- ・上記以外の伝統行事、伝統芸能の保存執行

○文化観光資源に関する調査研究事業

- ・伝統行事芸能の実態調査及び写真記録
- ・助成対象文化財等の調査・資料の収集、国（文化庁）による文化的景観モデル事業（北山杉の林業景観の保存・活用事業調査）の受託

○文化観光資源保護思想の啓発普及事業

- ・印刷物の発行、文化財特別公開や「京都の郷土芸能」公演（講演と実演）等の文化観光資源公開事業の実施
- ・伝統行事芸能功労者並びに文化観光資源保護協力者に対する表彰など

●公益財団法人京都市景観・まちづくりセンター

行政、住民、企業の連携を図り、京都らしい景観の保全・創造を図ることを目的として、平成9年（1997）に京都市の出えんによって設立された。地域におけるまちづくり活動の支援、町家など歴史的建造物の所有者への窓口相談事業などを行っている。継続して、京町家の分布及びヒアリング調査を実施している。平成17年には京町家まちづくりファンドを設立し、基金財源により、町家改修への助成事業を実施している。景観法に基づく景観整備機構にもなっており、景観行政、文化財保護行政とも連携して事業を進めている。

●NPO法人古材文化の会

NPO法人古材文化の会は、平成6年に設立され、京都を中心として歴史的建造物の調査、保存・活用、古材の再利用などの活動を行ってきた。平成17年（2005）からは、「伝統建築保存・活用マネージャー養成講座」を実施し、歴史的建造物に携わる人材の育成を図ってきた。こうした実績に鑑み、京都市では、平成20年度よりNPO法人古材文化の会、財団法人京都市景観・まちづくりセンターとの3者で京都市文化財マネージャー（建造物）育成実行委員会を設立し、京都市文化財マネージャー（建造物）育成講座、上級講座を実施し、歴史的建造物の調査、保存・活用に携わることのできる人材の育成を行っている。

●公益財団法人日本ナショナルトラスト

日本のすぐれた文化財や自然の風景地などを保全し、利活用しながら次の世代につなげていくことを目的に、英国の環境保護団体である「ザ・ナショナルトラスト（The National Trust）」をモデルに「財団法人観光資源保護財団」として昭和43年に設立された。平成4年に名称を「財団法人日本ナショナルトラスト」とし、その後、平成24年に「公益財団法人日本ナショナルトラスト」となる。

駒井家住宅（京都市指定文化財）を所有しており、その保存を図るとともに、一般公開や文化的行事の開催など、保存・活用事業を実施している。

イ 関係機関・団体との体制整備

昭和37年7月に壬生寺、同年9月に妙心寺が相次いで火災にあったことを契機として、京都市消防局が京都の文化財保護に関わる機関等に結成を呼びかけ、同年10月に「文化財防災対策連絡会」を発足。

平成15年、「京都文化財防災対策連絡会」となる。

現在は、京都府教育庁指導部文化財保護課、京都府警察本部生活安全企画課、京都市消防局予防部、京都市文化市民局文化芸術都市推進室文化財保護課、京都市都市計画局都市景観部景観政策課など、文化財・まちづくり・消防・警察関係局と文化財関連団体によって構成され、年間3回の会合を開催し、文化財防災に関する情報交換を行っている。また、災害時の連絡網を作成し、緊急対応の体制を整えている。